



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
(3月定例会)



日時：令和5年3月17日（金）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 令和5年度各種募金及び神奈川区社協会費へのご協力について
【協力依頼】(神奈川区社会福祉協議会)
- (2) 災害ボランティアサポーターについて
【選任依頼】(神奈川区社会福祉協議会)
- (3) ミツ沢公園の再整備について
【情報提供】(環境創造局公園緑地整備課)
- (4) 令和4年市内火災・救急概況(速報)の周知と「住宅用火災警報器の一斉点検」のご案内について
【協力依頼】(神奈川消防署総務・予防課)
- (5) 「東部方面斎場(仮称)整備通信 No. 6」の発行について
【情報提供】(区政推進課)
- (6) 「令和5年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について
【情報提供】(総務課)

- (7) 「町の防災組織」活動費補助金関係書類の送付について
【提出依頼】(総務課)
- (8) 地域活動推進費補助金等関係書類の送付について
【提出依頼】(地域振興課)
- (9) 令和4年度 神奈川区住みよいまちづくり活動助成金の活動報告書の提出について
【提出依頼】(地域振興課)
- (10) 令和5年度LED防犯灯整備事業について【情報提供】(地域振興課)
- (11) 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」へのご協力の御礼及び単純集計結果(速報)について
【情報提供】(地域振興課・福祉保健課)
- (12) 地区連合町内会及び自治会町内会の現況届について
【提出依頼】(地域振興課)
- (13) 地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取扱いについて
【協力依頼】(地域振興課)
- (14) 令和5年度の配送便(白袋)について 【協力依頼】(地域振興課)
- (15) 神奈川区スポーツ推進委員だより第32号の発行について
【情報提供】(地域振興課)
- (16) 区民活動支援センター情報誌「ぐろーばる・あい」4・5月号について
【掲示板掲出依頼】(地域振興課)
- (17) 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について
【掲示板掲出依頼】(地域振興課)

※(1)・(6)・(10)・(11)は市連会からの議題です。

5 その他

(1) 自治会町内会長感謝会の記念品について【記念品送付】(地域振興課)

《4月定例スケジュール》

・4月区連定例会の開催について

(地域振興課)

◇日時：令和5年4月18日(火)13時30分～

◇場所：神奈川区役所 本館5階大会議室

・4月の配送便について

(地域振興課)

4月の配送便は25日(火)までに送付予定です。

1 令和5年度各種募金及び神奈川区社協会費へのご協力について

協力依頼

令和5年度の日本赤十字社会費（募金）、共同募金及び区社協会費へのご協力をお願いいたします。

例年、日本赤十字社会費（募金）、共同募金及び区社協会費へのご協力をお願いしているところですが、それぞれの目的に沿って有効に活用させていただいていることをご報告します。

令和5年度についても、趣旨をご理解のうえ、引き続きご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、目安額については、各種団体の委員会等において決定するため、それぞれの募金運動時期にあわせて改めて正式にご依頼申し上げます。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：松本・本橋・後藤 電話：311-2014 FAX：313-2420

2 災害ボランティアサポーターについて

選任依頼

神奈川区社会福祉協議会は、発災時に復興支援に特化した「神奈川区災害ボランティアセンター（以下災害VC）」を区の要請により設置し、その任にあたります。

早期復興のためにも、全国から集まる災害ボランティアを受け入れる環境を整え、円滑に調整できるよう、災害ボランティアサポーター（以下サポーター）として、地域とコミュニケーションが取れて、状況に詳しい方の協力が不可欠となります。

今後、災害発生時と平時の訓練の際に、災害VCに参加していただく「災害ボランティアサポーター」を、地区連合ごとに1名ご選任いただきたくご依頼申し上げます。

※連長への選任依頼です。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：本橋 電話：311-2014 FAX：313-2420

3 三ツ沢公園の再整備について

情報提供

三ツ沢公園の再整備については、令和4年6月に「三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備の基本的な考え方（案）」を公表した後、市民意見募集を実施しました。その結果等を踏まえ、同年12月に「三ツ沢公園再整備基本構想（案）」を取りまとめ、公園内の施設の再整備に向けた様々な検討状況を第4回市会定例会常任委員会でご報告しました。

その後、既存の公園施設の代替機能確保に関する検討や、民間企業からいただいた新球技場の建設及び寄附に関するご提案内容についても精査を進めており、これらの検討状況についてご報告します。（詳細は別添資料をご参照ください）

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

環境創造局 公園緑地整備課 担当：雨宮・吉村 電話：671-4768 FAX：671-2724

4 令和4年市内火災・救急概況（速報）の周知と「住宅用火災警報器の一斉点検」のご案内について

協力依頼

令和4年市内火災・救急概要（速報）の記者発表に伴い、神奈川消防署で「火災予防啓発チラシ」を作成しました。つきましては、地域の火災予防活動の資料として、自治会・町内会で活用いただければと思います。

また、令和4年市内火災・救急概要（速報）の周知に伴い、住宅火災の被害を軽減するためにも、昨年7月の議題でもお願いしました「住宅用火災警報器の一斉点検」も改めてご案内いたします。

住宅用火災警報器は、火災の発生を早期に知らせてくれる機器で、いざという時、正常に作動するよう点検することが重要です。

例年行っている消防訓練や防災訓練等と合わせて実施するなど、自治会・町内会での訓練の参考にして頂ければと思います。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。なお、各資料を班回覧等で、更に配布して頂ける自治会・町内会は神奈川消防署までご連絡ください。

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：福島・青柳・皆川・吉原
電話：316-0119 FAX：316-0119

5 「東部方面斎場（仮称）整備通信 No. 6」の発行について

情報提供

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場＝東部方面斎場（仮称）の整備を進めています。

このたび、「東部方面斎場（仮称）整備通信 No. 6」を発行し、事業の進捗状況などをお知らせします。

※連長までの情報提供です。

【問合せ先】

健康福祉局 環境施設課 担当：山口・川畑 電話：671-4386 FAX：664-6753

6 「令和5年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

情報提供

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して継続的に運営している「横浜市市民活動保険」について、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに5年度版リーフレット等を1部お送りいたします。

【問合せ先】

総務課 庶務係 担当：高田 電話：411-7006 FAX：324-5904

7 「町の防災組織」活動費補助金関係書類の送付について

提出依頼

町の防災組織が行う自主的活動の支援を目的とした「町の防災組織」活動費補助金(交付額：世帯数×160円)に関する書類につきまして、提出をお願いいたします。

【補助金に関する書類】

令和4年度実績報告書及び令和5年度交付申請書等をお送りしますので、令和5年8月31日(木)までに提出をお願いいたします。

【送付方法】

単位自治会町内会に關係書類を3月の配送便にてお送りいたします。

【問合せ先】

総務課 防災担当：立川・西山 電話：411-7004 FAX：324-5904

8 地域活動推進費補助金等関係書類の送付について

提出依頼

地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金に関する書類につきまして、ご提出をお願いいたします。

【補助金に関する書類】

令和4年度の報告様式及び令和5年度の申請様式等をお送りしますので、申請される場合は、ご提出をお願いいたします。

【書類送付方法】

◇単位自治会町内会：3月の配送便にてお送りいたします。

◇地区連合町内会：席上に配付しています。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

9 令和4年度 神奈川区住みよいまちづくり活動助成金の活動報告書の提出について

提出依頼

令和4年度神奈川区住みよいまちづくり活動助成金については、地区連合町内会あたり55,000円の定額に、世帯数に10円を乗じた金額を加算して補助させて頂きました。年度末を迎えるにあたり、令和4年度の活動報告書を提出してくださいようお願いいたします。 活動報告書用紙等の資料は、席上に配付しています。

なお、令和5年度の助成金の申請につきましては、6月の区連定例会で改めてご案内いたします。

【活動報告書について】

◇対象となる事業：地区連合町内会が主催、共催又は後援した、青少年の健全育成、ヨコハマ3R夢プラン推進、防犯の3事業に係る活動です。

◇提出期限：令和5年4月14日（金）

※連長への提出依頼です。

【問合せ先】

地域振興課 担当：佐藤・折笠・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

10 令和5年度LED防犯灯整備事業について

情報提供

令和5年度の電柱及び鋼管ポールへのLED防犯灯の新設工事を行います。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【申請方法】

設置を希望する自治会町内会は、申請書を地域振興課でお受け取りのうえ、令和5年5月31日（水）までに地域振興課にご提出ください。

【問合せ先】

地域振興課 防犯担当：佐藤・折笠・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

11 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」 へのご協力の御礼及び単純集計結果（速報）について

情報提供

令和4年11月区連定例会において依頼をいたしました「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」のご回答にご協力いただき、ありがとうございました。現在、集計分析を進めているところですが、単純集計の速報版をまとめましたので情報提供いたします。

いただいたご意見をもとに、自治会町内会の皆様の負担軽減に向けた本市の施策の検討等に活用してまいります。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに速報版を1部お送りいたします。

【問合せ先】

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉

市民局 地域活動推進課 担当：川口・江口 電話：671-2317 FAX：664-0734

〈民生委員・児童委員について〉

健康福祉局 地域支援課 担当：中澤 電話：671-4046 FAX：664-3622

12 地区連合町内会及び自治会町内会の現況届について

提出依頼

令和5年4月1日時点の各地区連合町内会における加入団体数等について、また各自治会町内会における加入世帯数、配送便（書類）送付先、広報よこはま等送付先等について把握するため、現況届の提出をお願いいたします。

【送付方法】

◇地区連合町内会：席上に配付しています。

◇単位自治会町内会：3月の配送便にてお送りいたします。

【提出期限】

令和5年4月14日（金） ※同封の返信用封筒をご利用ください。

【その他】

現況届ご提出後に変更が生じた場合は、「設立・異動届」をご提出くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

13 地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取扱いについて

協力依頼

地区連合町内会長及び自治会町内会長の氏名、住所、電話番号等の個人情報については、名簿を作成し適切に管理を行っておりますが、各機関等から照会があった場合には次の取り扱いとしておりますので、引き続き御理解・御協力をお願いします。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【情報の取扱い】

項目	法人化した自治会町内会 (認可地縁団体)	左記以外の自治会町内会
会長氏名	提 供	
会長住所	提 供	別紙情報提供先にのみ提供
会長電話番号	別紙情報提供先にのみ提供	

◇主な情報提供先

①全体名簿の提供

区役所内部・神奈川区社会福祉協議会・神奈川警察署・神奈川消防署

②当該自治会町内会の情報のみ提供

加入希望者・公共工事業者・不動産業者等

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

14 令和5年度の配送便（白袋）について

協力依頼

掲出依頼物などをお届けしている配送便について、令和5年度の取扱いは次のとおりとなります。つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【概要】

◇配送時期

各月25日までの数日間で配送します。

※配送日の指定はできません。

◇不在時の取扱い

不在時は現況届にて指定された場所（玄関前など）に留め置きを行います。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

15 神奈川区スポーツ推進委員だより第32号の発行について

情報提供

この度、令和4年度のスポーツ推進委員の活動を紹介する広報紙「神奈川区スポーツ推進委員だより第32号」を発行しましたのでお知らせします。各单位自治会町内会へは、委員から別途配布致します。

なお、第34期スポーツ推進委員の推薦にあたっては、各地区連合・自治会町内会にご協力いただき、誠にありがとうございました。委員が未定の単位自治会町内会におかれましては、年度の途中でもご推薦を受け付けておりますので、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

地域振興課 青少年・スポーツ担当：壽美・門田 電話：411-7092 FAX：323-2502

16 区民活動支援センター情報誌「ぐろーばる・あい」4・5月号について

掲 示 板
掲 出 依 頼

神奈川区区民活動支援センターでは、生涯学習・市民活動で活躍している人やこれから何かを始めようとする人を応援するための情報誌「ぐろーばる・あい」を隔月で発行しており、この度、4・5月号を発行します。

つきましては、3月の配送便にて「ぐろーばる・あい」4・5月号をお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

なお、「ぐろーばる・あい」は全4ページの体裁ではありますが、掲出いただく際は1ページ目（表紙）のみの掲出で差し支えありません。

また、「ぐろーばる・あい」は本号をもって発行を終了し、代わって当センターの情報発信については、広報よこはまやホームページ等、他の手段を活用して、さらに強化していくことを予定しております。

自治会・町内会の皆さまにおかれましては、当広報紙の周知にご協力いただき誠にありがとうございました。

【問合せ先】

地域振興課 担当：壽美・佐井 電話：411-7092 FAX：323-2502

17 消費生活情報「よこはま暮らしナビ」について

掲 示 板
掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするちらし「よこはま暮らしナビ」4月号について、3月の配送便にてお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・霜山 電話：671-2584 FAX：664-9533

そ の 他

1 自治会町内会長感謝会の記念品について

記 念 品
送 付

自治会町内会長感謝会の開催については、1月区連定例会でお知らせいたしましたが、去る3月8日に規模を縮小して無事開催することができました。

ささやかではありますが、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに記念品をお送りいたしますのでお納めください。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・沓澤 電話：411-7087 FAX：323-2502

自治会町内会長 各位

令和5年3月

環境創造局公園緑地整備課担当課長

三ツ沢公園の再整備について

横浜市環境創造局では、三ツ沢公園の再整備について検討を進めており、その検討状況と、令和4年10月に民間企業からいただいた新球技場の建設・寄附提案についての検討状況に関して、令和5年2月に横浜市会・常任委員会で報告しましたので、お知らせさせていただきます。

本件につきましては、市民の皆様の御理解を得ながら、引き続き検討の深度化を図っていきたいと考えていますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

【配布資料】

- ・三ツ沢公園の再整備について

担当：環境創造局公園緑地整備課

担当係長 雨宮 / 吉村

電話：671-4768

FAX：671-2724

E-mail：ks-koenseibi-m@city.yokohama.jp

三ツ沢公園の再整備について

三ツ沢公園の再整備については、令和4年6月に「三ツ沢公園球技場を含む公園の再整備の基本的な考え方（案）」を公表した後、市民意見募集を実施しました。その結果等を踏まえ、同年12月に「三ツ沢公園再整備基本構想（案）」を取りまとめ、公園内の施設の再整備に向けた様々な検討状況を第4回市会定例会常任委員会でご報告しました。

その後、既存の公園施設の代替機能確保に関する検討や、民間企業からいただいた新球技場の建設及び寄附に関するご提案内容についても精査を進めており、これらの検討状況についてご報告します。

1 三ツ沢公園の再整備についての検討状況（代替機能の確保）

- (1)『補助陸上競技場』については、陸上競技場本体との連携が図りやすい具体的な位置など、公園内での配置や規模等について検討を行っています。
- (2)『テニスコート』については、日常的に多く利用されている状況や大会の運営等にも配慮し、三ツ沢公園内で増設可能な面数や配置、仕様等について検討を行っています。また、新横浜公園の一部再整備によるテニスコートの増設について検討を行っています。（図2）
- (3)『散策路/トリムコース』については、通行経路の設定等の検討を行っており、地域の方々の健康増進に資する空間となるよう整備していきます。
- (4) 子どもの遊び場や地域の方々の憩いの場となる『広場』の整備については、公園全体の配置計画の中で検討を行っています。
- (5)『桜山エリア』については、豊かな緑を継承しながら、お花見や憩いの場として利用できるよう空間づくりについて検討を行っています。なお、影響を受ける既存の樹木は移植を基本とし、公園内の緑地計画の検討を進めています。（図3）
- (6)『青少年野外活動センター』については、現在の利用状況を踏まえながら、必要な代替機能について施設の所管局である、こども青少年局とともに検討を進めています。

図1 三ツ沢公園再整備基本構想（案）ゾーニング図



2 新球技場の建設・寄附提案についての検討状況

〈寄附の内容〉

2万人規模の新たな球技場を会社が建設し、横浜市に寄附する。

⇒寄附提案の内容の詳細について確認・調整を進めています。

- ・新球技場の計画（位置/収容人数/施設内容/建築パース等）
- ・事業者が行う工事範囲
- ・新球技場の管理運営計画（市民利用計画を含む） など

〈寄附条件〉

施設名称を「ONODERA スタジアム」とすること。

⇒横浜市公園条例等の法令を確認し、施設名称について精査を行っています。（寄附者等の氏名を公園名や公園施設名に取り入れた事例もあります。）

60年間の管理運営を会社が行うこと。

⇒管理許可制度により会社が有する専門的なノウハウや企画力、資金力などを活用することで、当該公園施設の機能向上、管理コストの節減、市民サービスの向上等が期待できます。都市公園法に基づく管理許可※を10年毎に更新することで、長期の管理運営を認めることは可能と考えます。引き続き会社側の事業計画等も確認しながら、協議・精査していきます。

※本市における管理許可の事例 …横浜スタジアム（H29年以降40年間）、山下公園レストハウス など

管理運営期間中の使用料・賃借料は無償とすること。

⇒公園施設としての市民利用枠の確保や地域貢献の内容等を確認するため、会社側の事業計画等も確認しながら、協議・精査していきます。

3 今後の予定

新球技場の具体的な施設計画、市民利用などを含む新球技場の事業計画、工事範囲に関する考え方等について、提案者と協議を進めていきます。

図2 新横浜公園（一部再整備の検討）



図3 桜山エリアの再整備イメージ





このチラシは、神奈川防火防災協会のご協力で印刷しています！

こんにちは！神奈川消防署です



令和4年 火災・救急概況(速報)が発表されました！

※数値は横浜市全体のもの

火災件数

火災件数(全火災)は638件で、過去10年で2番目に少ない件数です。このうち**住宅火災は268件**でゆるやかな**減少傾向**となっています。

電気火災が過去最高！

電気による火災が全火災で193件、

住宅火災で99件となり、それぞれの割合(全火災30.3%、住宅火災36.9%)が**過去最高**となりました。住宅火災における電気火災の発火源として、**リチウムイオン電池15件、電気ストーブ22件、テーブルタップ10件が上位**となっています。

また、**燃やすごみ**の中に混入した**リチウムイオン電池**が塵芥(じんがい)車の回転板等で圧縮され**出火**するケースが8件発生しています。

スマートフォンなどに使われている**リチウムイオン電池**を充電する際は**周囲に可燃物を置かず、膨らんでいる、熱くなっている、変な臭いがするなど、いつもと違って異常を感じたらすぐに使用を中止**しましょう。

※電気火災とは電気に起因する火災で、スマートフォンなどに使われるリチウムイオン電池や家電製品などの電気機器のほか、電気こたし、電気ストーブ、テーブルタップなどが発火源となった火災です。

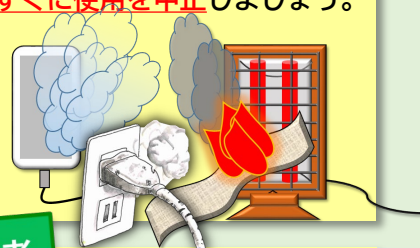
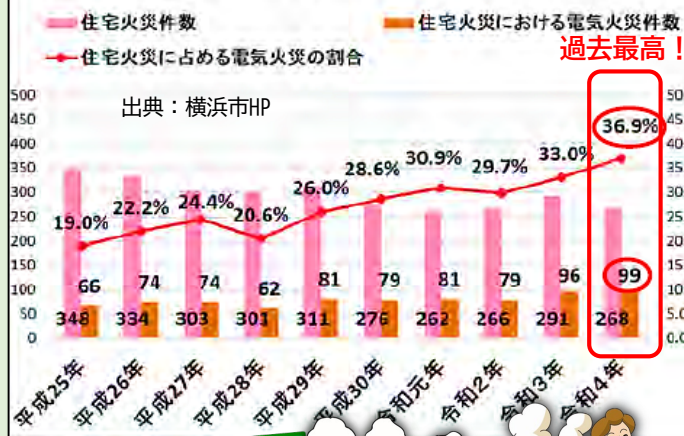


図4 住宅火災における電気火災の推移



主な出火原因

【全火災】

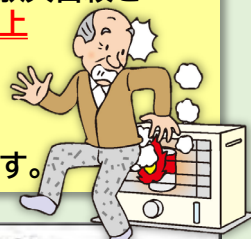
- ①たばこ : 102件
- ②放火(疑い含む) : 93件
- ③電気機器 : 69件

【住宅火災】

- ①こたし : 55件
- ②たばこ : 42件
- ③電気機器 : 33件

住宅火災による死者

住宅火災における死者(放火自殺を除く)は**9人**で、**すべて65歳以上**の**高齢者**の方でした。このうち**6人が逃げ遅れ**、**2人が着衣着火**、**1人が避難後に再度出火した建物に戻り亡くなっています**。



救急の概況

救急出場件数は**244,086件**で、前年と比べて**39,659件増加**し、搬送人員も**192,173人**で、前年と比べて**21,152人増加**し、いずれも**過去最多**を記録しました。搬送人員の割合を年代別にみると**65歳以上の高齢者が56.4%**を占め、傷病程度別にみると**軽症が48.3%、中等症以上が51.7%**を占めました。



※中等症以上とは入院を必要とするもの



この内容の詳細は、右の二次元コード等から横浜市ホームページをご覧ください！



図6 住宅火災における死者(放火自殺を除く)



電子レンジからの出火が増えています！

電子レンジで調理中の出火が増えています！電子レンジの周囲には可燃物を置かず、庫内の食品カスや油脂汚れ等の定期的な清掃とともに、長時間加熱する際はそばを離れないようにしましょう！

・レンジ機能でアルミホイルを加熱しない！

金属をレンジ機能で加熱すると火花が発生し火災になる可能性があります。

・いも類や中華まん等の長時間加熱は危険！

根菜類や中華まんは長時間加熱しすぎると急速に燃える可能性があります。

・冷凍食品を加熱する際は、包装に記載された方法をよく読んでから！

包装紙にはレンジで加熱できないものもあります。



電子レンジ内から出火した場合はレンジの電源を切り、コンセントからプラグを抜いて炎や煙が落ち着くまで電子レンジの扉は開けず、119番へ通報するとともに消火器等の準備をしましょう。

たばこ火災に注意！ ※区内ではたばこによる火災が多く発生しています。



寝たばこは絶対にしない・させない！



吸い殻はためない！



吸い殻は水に浸すなど
完全に火を消してから捨てる！

こんろ火災に注意！ ※安全装置の付いたSiセンサーコンロを使用すると安心です。



調理中はその場を離れない！

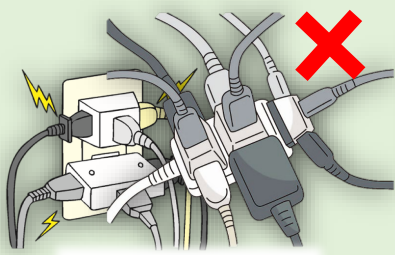


こんろ周りは整理整頓！

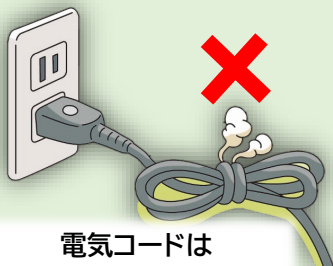


グリル内はこまめに清掃！

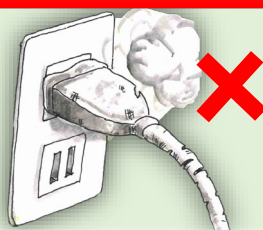
電気火災に注意！ ※リチウムイオンバッテリーはPSEマークがついたものを使用しましょう！



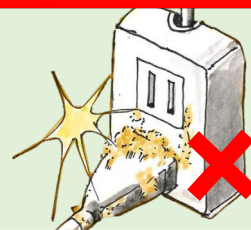
たこ足配線はしない！



電気コードは
束ねたまま使用しない！



劣化したテーブル
タップは交換しよう！



コンセントとプラグの間に
ほこりをためない！

ストーブ火災に注意！ ※特に電気ストーブからの火災が増えています！



ストーブをつけたまま寝ない！



上や周囲に燃えやすいものを
干さない・置かない！



火をつけたままで給油しない！

放火火災に注意！

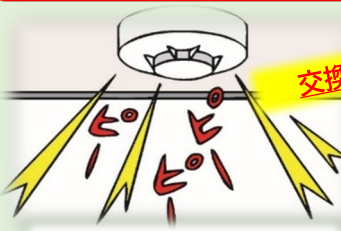
住宅用火災警報器を設置・点検しましょう！



ゴミは決められた
日時にそう！



家の周囲に燃えやすい
ものは置かない！



住宅用火災警報器
を設置しよう！

交換の目安は10年！



引きひも
テストボタン
テストボタンや引きひもで、正常に
作動するか定期的に点検しよう！

このチラシは、地域の皆様のご協力により配布しています！

「住宅用火災警報器の一斉点検」のご案内

1 概要

住宅用火災警報器は、火災の発生を早期に知らせてくれる機器で、いざという時に正常に作動するように点検することが重要です。

そこで、自治会・町内会でも気軽に取り組める「**住宅用火災警報器の一斉点検**」をご案内します。

これまで実施している初期消火訓練（初期消火器具・消火器取扱い等）や救護訓練などの防災訓練とあわせて行っていくかがでしょうか。もちろん、点検のみの実施も可能です。

ぜひ、企画する際の参考としていただくようお願いいたします。

- 住宅用火災警報器とは、壁や天井で火災による煙や熱を感知し、音声や警報音により火災発生を知らせるもので、**火災の早期発見に大変有効**です。
- 住宅用火災警報器の**寿命は約 10 年**と言われており、**2011 年 6 月の設置義務化から 11 年が経過**したことから、今後、**設置されている住宅用火災警報器の電池切れや故障等で、気づかぬ間に火災を感知しなくなる恐れ**があります。
- **住宅用火災警報器がいざというときに適切に作動するように、定期的に点検していただくことが重要**です。

2 訓練内容

- (1) 実施場所：各ご自宅
- (2) 実施内容：自宅に取り付けられている住宅用火災警報器をご自身で点検
- (3) 実施日時：各自治会・町内会で日時を決定して一斉に実施（30分程度）

3 実施の流れ（一例）

- (1) 点検日時を決定し、掲示板等により周知します。（別添 1、2 参照）
- (2) 点検日時が決定したら、神奈川区内の消防署・消防出張所に事前連絡します。
- (3) 当日、各家庭において住宅用火災警報器の点検を実施します。
- (4) 班長等により実施の有無と作動状況の結果を確認し集約します。
- (5) 防災担当、会長を中心に結果を集約し対応を検討します。

※高齢者世帯等への設置支援や交換・設置が必要な住宅用火災警報器の共同購入等

- (6) 消防署・消防出張所へ実施結果の報告にご協力ください（別添 3）

※上記は一例であり、地域で工夫しながら実施してください。**実施方法については、お気軽に消防署・消防出張所にご相談ください。**

各自治会・町内会の「住宅用火災警報器の一斉点検」イメージ図

① 実施のお知らせ

点検方法の用紙が
各家庭に配付されるので
安心です。

～お知らせ～
住宅用火災警報器の一斉点検をやります。
★日時：○月○日 9：30～10：00

② 一斉点検実施

ビービービー
ビービー火事です！
ビット正常です。
安心して音が鳴らせるわ
ビービー正常です。
大変だ！何も音がなら

③ 結果の報告
(班長宅等のポストへ)

異常なし
異常なし
異常なし
異常なし
異常なし
異常なし
電池切れでした！！

④ 結果の集約・対応検討

班長
会長
なるほど、なるほど
では住宅用火災警報器について、どう
するか検討しましょう。

- (1) コロナ禍においても「集まらない防災訓練」が実施できる。
- (2) 一斉にならずため、火事と勘違いされない。
- (3) 一斉点検を通じて、高齢者等の防火・防災対策の促進につながる。

- (1) 一斉点検方法等のチラシ（別添４）の提供やデモ機^{※１}の貸し出しを実施します。
※１ 地域内で住宅用火災警報器の点検方法等を説明する際にご活用ください。
- (2) 点検結果に基づき希望する高齢者宅へ個別訪問[※]を実施します。
※２ 消防職員により取り付け支援や住宅の防火防災のアドバイスを行います。

その他、気軽に区内の消防署・消防出張所にご相談ください。

神奈川消防署	316-0119	神奈川区広台太田町 3-8
浦島消防出張所	461-0119	神奈川区浦島町 363
菅田消防出張所	474-0119	神奈川区菅田町 2364-1
片倉消防出張所	413-0119	神奈川区片倉 1-3-1
松見消防出張所	402-0119	神奈川区松見町 1-40-40

神奈川消防署予防係
担当：福島、青柳、皆川
電話：045 - 316-0119

住宅用火災警報器を 〇月〇日(日)〇時から みんなで点検します！

点検日時：令和5年〇月〇日(〇)
〇時～〇時まで

～点検方法～

住宅用火災警報器本体の
テストボタンや点検ひもを
引っ張り、ブザーや音声を
確認します。無音は電池
切れもしくは故障です！！



★点検は高所での作業となり、転倒や転落の危険があります。安定した足場を確保し作業にあたるとともに、状況によっては、長傘や棒でテストボタンを押すなど安全に注意し、点検を行いましょう。



★高齢者世帯等で難しい場合は、消防職員が希望日時に点検にうかがいますので御連絡ください。

連絡先：〇〇消防署予防係
〇〇－〇119（担当：〇〇）

〇〇自治会

住宅用火災警報器を 〇月〇日(日)〇時から みんなで点検します!

住宅用火災警報器の義務設置から今年で11年になります。電池の寿命は約10年です。
気付かないうちに電池が切れているかもしれません。
「音を鳴らすと近所に火事と勘違いされないか心配」との
声も多いことから、〇〇自治会全体で一斉点検を
下記日時で実施します。

※ご自分で点検していただきます。

〇〇消防署と〇〇自治会と事前に調整済みですので
安心して実施して ください。

もちろん個別に別日で点検いただいても大丈夫です。



点検日時: 令和4年〇月〇日()
〇時～〇時まで

～実施方法～

①チラシの点検方法を参考に上記の日時に点検します。

★点検の際は、安定した足場を確保し作業にあたるとともに、状況によっては、長傘や棒でテストボタンを押すなど安全に注意し、点検を行いましょう。高齢者世帯等で点検が難しい場合は、消防職員が希望日時に点検にうかがいますので御連絡ください。

連絡先: 〇〇消防署予防係 〇〇〇-0119 (担当: 〇〇)

②下記の結果表を〇月〇日までに〇〇ポストへ投函します。

き り と り

点検結果表(住宅用火災警報器)

お名前 _____ (班)

※下記のいずれかにレ点でチェックをしてください。

無記名でも結構です。

- ☐ 全て正常に音が鳴った
- ☐ 電池切れ・故障がみつかった
- ☐ 実施できなかった・しなかった
(よろしければ理由をご記入ください)

今まで見守って
くれてありがとう。



でも、そろそろ
お別れの時期なんです。

設置義務化
から10年

住警器一斉点検実施結果報告書（自治会町内会→消防署）

実 施 日 時	月 日 () 時から 時 まで	
実 施 自 治 会 名		
担 当 者		
連 絡 先		
点検結果		
作動状況	世帯数	
○すべて正常に音が鳴った	世帯	
○電池切れ・故障が見つかった	世帯	
○実施できなかった・しなかった	世帯	
合計	世帯	
結果を踏まえた 対応方法		
消防職員による防災訪問の希望 (○をつけてください)	・希望あり ・希望なし	



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

神奈川県民のための
火災共済

別添4



もう、点検しましたか？

～住宅用火災警報器の寿命は約10年～

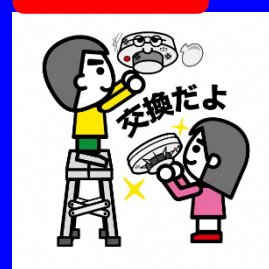
ポイント1



ポイント2

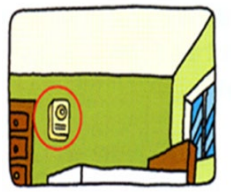


ポイント3



設置場所

※詳細は、最寄りの消防署にお問い合わせください。



主寝室



子ども部屋
※寝室として使用する
場合に限りです。



寝室がある階の
階段



台所

※台所は熱式のを
設置することも可能です。

点検方法

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

●定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ビピ、
ピーピー



ピーピーピー
火事です



注)警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。

...

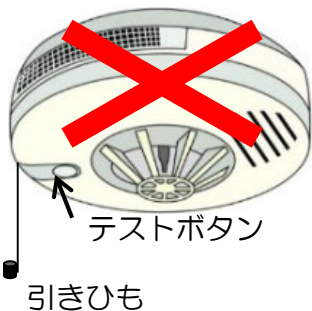


しーん

●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

※「出典元：日本火災報知機工業会 資料より」

交換方法



引きひも

交換が困難な方



取付けを支援します！



※取付けが困難な方は、消防職員による
取り付けのお手伝いもしています。
お近くの消防署にご相談ください。

点検の結果、異常あった警報器や
10年を経過した警報器は交換しましょう。

詳しくは横浜市WEBサイトへ

横浜市消防局 住警器

検索



ご相談窓口

鶴見消防署 503-0119
神奈川消防署 316-0119
西消防署 313-0119
中消防署 251-0119
南消防署 253-0119
港南消防署 844-0119

保土ヶ谷消防署 342-0119
旭消防署 951-0119
磯子消防署 753-0119
金沢消防署 781-0119
港北消防署 546-0119
緑消防署 932-0119

青葉消防署 974-0119
都筑消防署 945-0119
戸塚消防署 881-0119
栄消防署 892-0119
泉消防署 801-0119
瀬谷消防署 362-0119

神奈川県民のための

火災共済

～組合員のみなさまが火災等に遭ったとき、
互いに助け合う制度です～

例えば、家財700万円の保障で年間掛金

マンション等
耐火専用住宅
2,800円

木造・準耐火等
非耐火専用住宅
5,600円

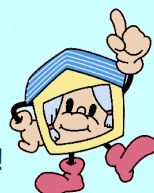
※新規加入の際、100円の出資金が必要です。

火災以外に、

水漏れ 落雷

盗難に伴う破壊

なども保障します！



広告

横浜市民共済生活協同組合

横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階



0120-073-203

※広告内容は概要のため、詳細はお問合せください。

横浜市民共済

検索



「令和 5 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 5 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、令和 5 年度版のリーフレットを 3 月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1 令和 5 年度横浜市市民活動保険補償内容

令和 4 年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

2 添付資料

リーフレット「令和 5 年度横浜市市民活動保険のご案内」

3 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 5 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】市民局地域活動推進課 木村・笹尾

電話：045-671-3624

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和5年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和5年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。

補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特 徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対 象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある（他人や社会に貢献する）活動

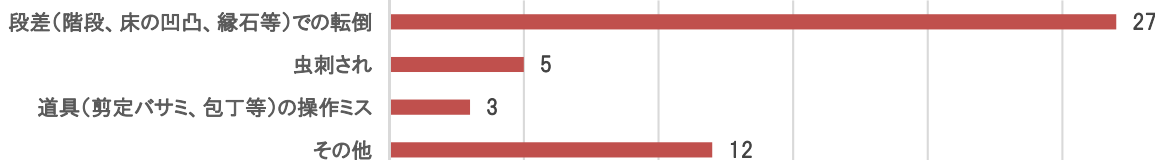
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和4年4月～令和4年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ㊤防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者**は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ㊥本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ㊦本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、**法律上の賠償責任を負った場合に**保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。

※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。

区 分	保険金額(限度額)	自己負担額	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償			他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区 分	保 険 金 額	内 容
	死 亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20～500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入 院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通 院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通	
・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等	
■賠償責任事故	■傷害事故
・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故 ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故 ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損 ・ 活動者の親族に対する事故 等	・ 熱中症 ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの ・ 細菌性食中毒 ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故 ・ 重大な過失による事故 ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合は**、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合は**、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。

トップページ

市民活動保険

検索



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当事者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市民市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

「町の防災組織」活動費補助金関係書類の送付について

日頃から、神奈川区の防災事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記補助金につきまして、令和4年度に交付を受けている場合は、次の事項をご参照のうえ実績報告書の提出をお願いします。また、令和5年度についても、令和4年度同様に交付申請を受け付けますので、提出期限までに提出をお願いいたします。

1 手続きについて

実績報告及び交付申請の手続きについては、「令和5(2023)年度 町の防災組織活動費補助金 事務の手引き」をご参照ください。

地域活動推進費を申請される自治会町内会は、先に地域振興課で手続きをお済ませください。

なお、提出は郵送又はEメールでも可能です。

2 提出期限について

交付申請書及び実績報告書の提出期限は、令和5年8月31日(木)までです。

※返還金がある場合は、締切日にかかわらず早めにご報告をお願いします。

3 送付書類

- (1) 令和5(2023)年度 町の防災組織活動費補助金 事務の手引き
- (2) 令和5年度 町の防災組織活動費補助金 交付申請書(第1号様式)
- (3) 令和4年度 町の防災組織活動費補助金 実績報告書(第6号様式)
- (4) 令和4年度「町の防災組織」活動費補助金の年度内完了のお願いと返還金がある場合の報告について(事務連絡)

※交付申請書(第1号様式)、実績報告書(第6号様式)につきましては、Eメールでも提出ができるようにHPでも公開する予定です。

※当該事業は、令和5年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

【補助金概要】

「町の防災組織」活動費補助金は、町の防災組織が行う自主的活動の支援を目的とした補助金です。(交付額：世帯数×160円)

担 当：神奈川区総務課 立川、西山 TEL：411-7004 FAX：324-5904 メール：kg-bousai@city.yokohama.jp

令和 5 年 3 月 17 日

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

地域活動推進費補助金等関係書類の送付について

日頃より地域活動に御尽力を賜るとともに、区政の推進に格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年度の地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金にかかる書類を別紙のとおり送付致しますので、**令和 5 年 8 月 31 日（木）**までに申請くださいますようお願い申し上げます。

なお、窓口でお待たせしないため、**来庁時には電話にて事前に御予約**くださいますよう、御協力をお願い致します。

また、郵送及び電子申請システムでもご提出いただけます。下記担当者までご提出ください。

※令和 5 年度の交付申請については任意ですが、令和 4 年度の実績報告については必ずご提出してください。

【窓口受付時間等】

- (1) 受 付 日 4 月～8 月 平日開庁日
- (2) 受 付 時 間 9 時～17 時（12 時～13 時を除く。）
- (3) 窓 口 区役所本館 5 階 窓口番号 505 地域振興課

※記載方法など、提出前の事前相談も承っておりますので、お気軽にお問合せください。

【送付書類】

- 1 様式（令和 4 年度実績報告用及び令和 5 年度交付申請用）
- 2 令和 5 年度 地域活動推進費 事務の手引
- 3 令和 5 年度 地域防犯灯維持管理費補助金 申請の手引（単会のみ）
- 4 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の報告・申請についての注意事項
- 5 チェックシート

※当事業は、令和 5 年度予算案が横浜市区において議決されることを条件とします。

【問合せ先】

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 3－8
神奈川区地域振興課 小川、中村
電話 411-7086 FAX 323-2502
E メール kg-hojyokin@city.yokohama.jp

令和 5 年度 LED 防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市の LED 防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申しあげます。令和 5 年度も引き続き LED 防犯灯の新規設置、維持管理等を行ってまいりますので御協力をお願いします。

お願い 1 LED 防犯灯の見守りへの御協力について

横浜市が設置した LED 防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等の日常の見守りは、自治会町内会の皆様をお願いしております。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、下記の連絡先までご連絡ください。**

神奈川区地域振興課 電話045-411-7095

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

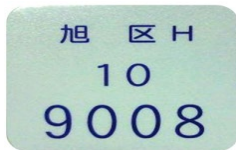
***お知らせいただきたいこと**

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。)
- ② 電柱番号(電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください)
- ③ 住所及び目標物
- ④ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等)
- ⑤ 不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

***防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。**

***鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(電話:0120-995-007、※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料))に御連絡ください。**

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
灯具の横に黄色のプレートが付いています。 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。 
 	プレートタイプ  シールタイプ 

<コラム1 LED 防犯灯事業の現状>

～灯具の耐用年数を超過した防犯灯が増えています～

平成 21～23 年度に設置した LED 防犯灯は、10 年とされている耐用年数を超過して使用しており、維持管理への対応に注力しています。



お願い2 鋼管ポール防犯灯の撤去、建替えへの御協力について

著しく劣化した鋼管ポールは、撤去、建替えを行います。

撤去、建替えの実施には近隣にお住まいの方の御理解、御協力が必要となります。近隣にお住まいの皆様から御理解、御協力を得るために、自治会町内会のお力をお借りし、御協力をお願いします。具体的な対応については個別にお願いさせていただきます。

- (1) 対象となる鋼管ポールの選定は、市民局地域防犯支援課が行います。
- (2) 付近に電柱がある場合は、ポールを撤去し、灯具を電柱へ移設します。
建替えは付近に電柱がない場合に限られます。
- (3) 建替えの際には、横浜市の仕様に則り、鋼管ポール基礎の直径 50cm のものを設置します。その結果、従前の鋼管ポールと同じ場所に設置することができない場合もあります。このような場合は自治会町内会と協力し、新たな設置場所を検討します。
- (4) 設置可能な場所が見つからなかった場合や、近隣にお住まいの皆様の合意が得られなかった場合は、撤去のみとなることもございますので、御了承ください。

＜コラム2 LED 防犯灯事業の現状＞

～鋼管ポールの中には経時劣化により建て替えが必要なものも増えています～

自治会町内会から移管した鋼管ポール防犯灯は設置の時期や工法が一樣ではなく、中には著しく劣化したものもあります。倒壊による被害を生じさせないように、計画的な建替えを実施しています。



お願い3 LED 防犯灯移設の御検討について

地域の安全で安心な環境づくりに重要な役割を担っている防犯灯ですが、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場合などについては、明かりが必要な場所に移設することを御検討いただくようお願いいたします。

移設の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

- (1) 移設先は横浜市防犯灯設置基準を満たしている電柱に限ります。
(鋼管ポール防犯灯の移設（抜いて刺しなおす）はできません。)
- (2) 移設の費用は、横浜市が負担します。

お願い4 自治会町内会管理の防犯灯のLED化の御検討について

蛍光灯防犯灯を所有管理している自治会町内会様におかれましては、蛍光管の交換が不要で、電気代も節約できるLED防犯灯への交換について、脱温暖化対策とSDGsの観点からも御検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

(参考)1灯当たりの年間電気代（令和4年度）

22W蛍光灯：約4,667円 ⇒ 10WLED灯：約1,901円 ※約60%削減

お願い5 LED 防犯灯寄附の御検討について

自治会町内会や宅地開発事業者の皆様が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する際、事前に横浜市と協議し、その防犯灯を横浜市へ寄附することにより、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市で対応することが可能な場合があります。

横浜市LED防犯灯仕様及び横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となりますので、寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支課までお問い合わせ、御相談ください。

お知らせ LED 防犯灯新設の申請について

令和 5 年度の新規設置灯数は、電柱タイプが 180 灯、鋼管ポールタイプが 18 灯を予定しています。すべての御要望には添えない状況ですが、防犯灯設置基準に照らし合わせ、より効果的な設置を進めてまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和5年5月 31 日(水)までに**
各区役所地域振興課に御提出ください。

2 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

3 令和 5 年度の L E D 防犯灯の新設予定数について

電柱への L E D 防犯灯の新設・・・・・・・・・・180 灯（昨年度 300 灯）

鋼管ポール L E D 防犯灯の新設・・・・・・・・・・18 灯（昨年度 一時休止）

【 横浜市防犯灯設置基準（抜粋） 】

- ・ 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・ 灯具は、東電柱又は N T T 柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・ 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・ 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【注】この事業は、令和 5 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

＜お問合せ先＞

市民局地域防犯支援課防犯灯担当

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」への ご協力の御礼及び単純集計結果（速報）について

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

自治会町内会ではコロナ禍等を契機に活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するため、11 月から 1 月にかけて標記アンケートのお願いをし、皆様方にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

現在も分析を行っているところではありますが、まずは単純集計結果につきましてご報告いたします。

今後の取組については、アンケート結果をもとに、市連会や区連会で御意見を伺いながら、優先順位をつけ見直しを進めていきたいと考えております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

1 アンケート回収状況

電子申請： 606 件

郵 送 等：1,132 件

合 計：1,738 件（回答率：61.0%）

約 6 割の方にご回答いただきました！

2 アンケート結果について

(1) 横浜市からの情報周知

＜方法＞「資料＋説明」が適切（上位 3 位）

- ・生命・財産に関するもの（防災関係、コロナ関連情報等）：64%
- ・自治会町内会活動に関連するもの（補助事業の案内、先進的な活動事例等）：57%
- ・市政・区政、施策の周知を目的とするもの（市の計画案内、市民意見募集等）：44%

＜改善すべき点＞（上位 3 位）

- ・資料の分かりやすさ：52%
- ・情報量の多さ：41%
- ・情報内容の精査（「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外）：38%

(2) 委嘱委員の推薦

委嘱委員の候補者探しが「難しい」：56%、「やや難しい」：28%

＜難しい理由＞（上位 3 位）

- ・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった：67%
- ・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった：49%
- ・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった：49%

(3) 候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち期待する取組（上位 3 位）

委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減：47%

委嘱委員の業務内容説明資料の配付：39%

地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境：26%

裏面あり

(4) 民生委員・児童委員の推薦

令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由（上位3位）

民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった : 46%

活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった : 35%

民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった : 34%

3 アンケート調査報告（速報・単純集計）

別紙の通り

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉

担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口

電話 045-671-2317

電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

〈民生委員・児童委員について〉

担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤

電話 045-671-4046

電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61％

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

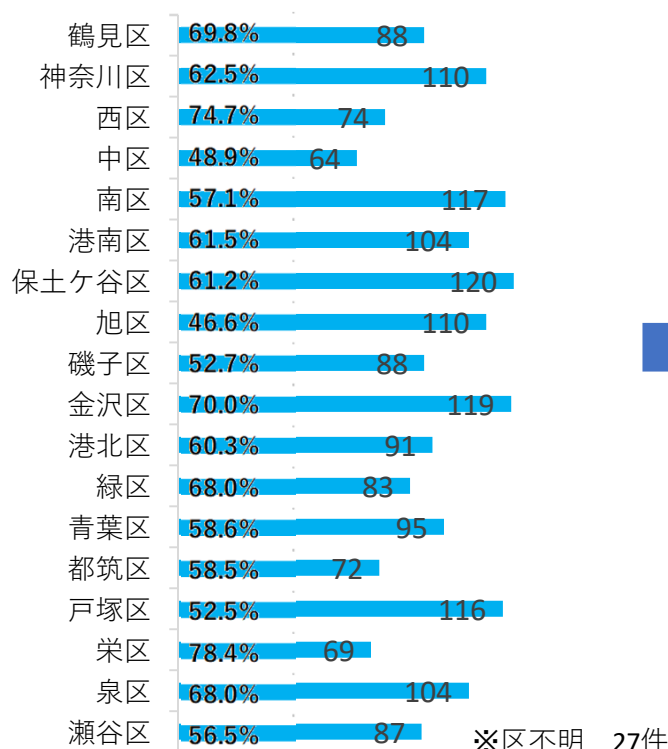
【表記について】

本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合％）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=1,738とする。

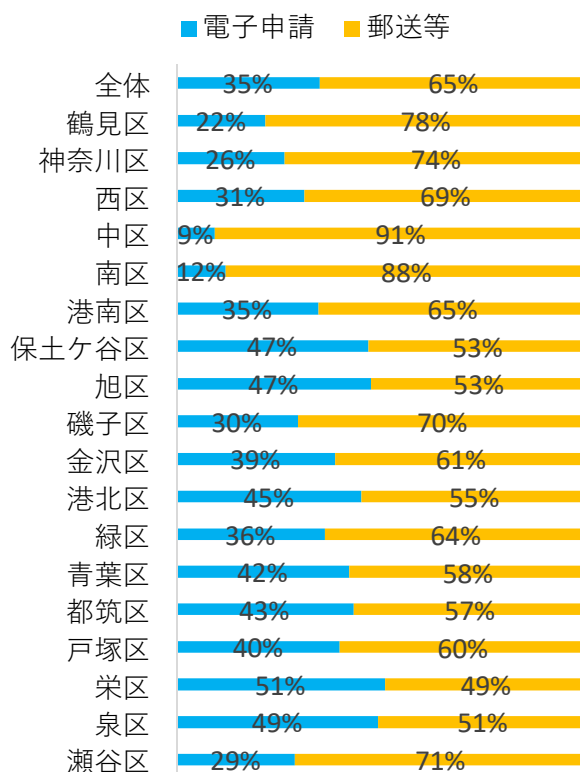
各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

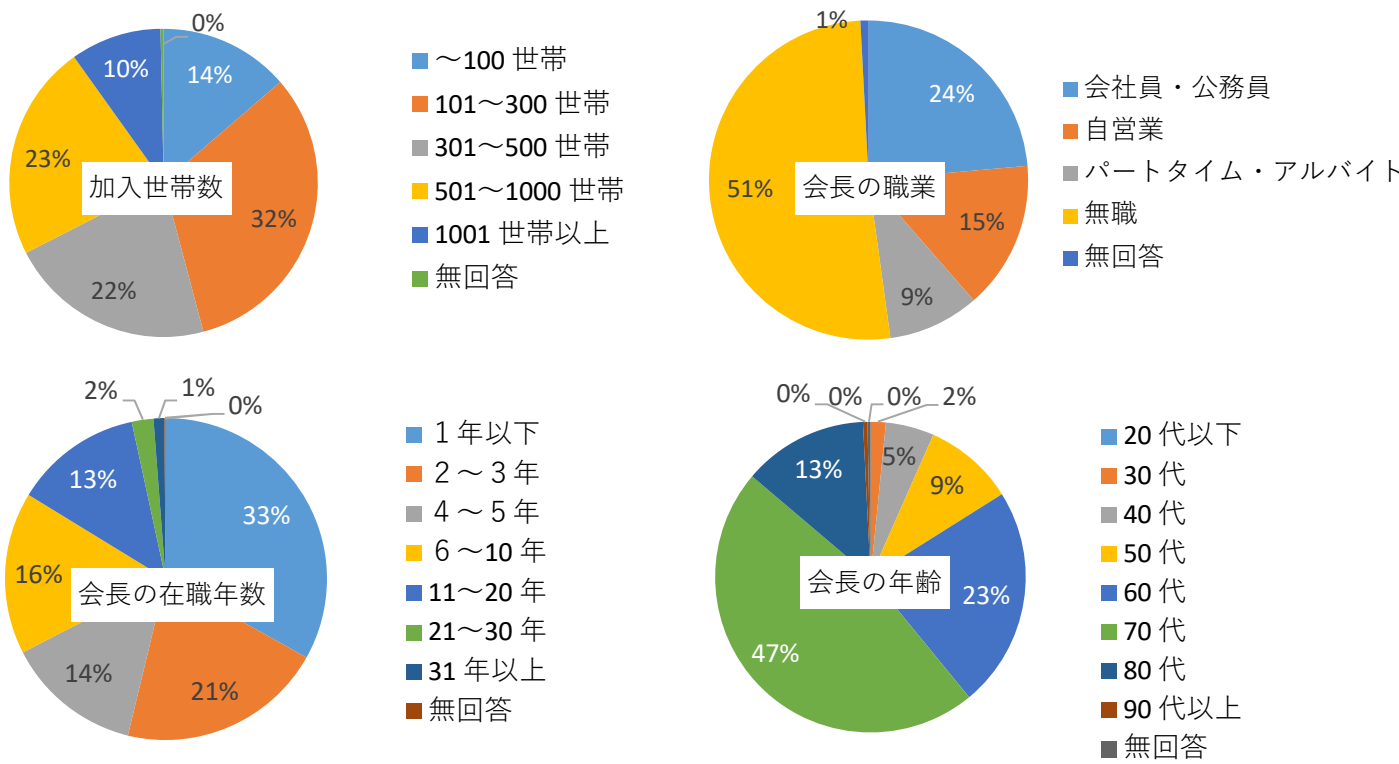
区別回収率、回収数



電子申請/郵送等 比率

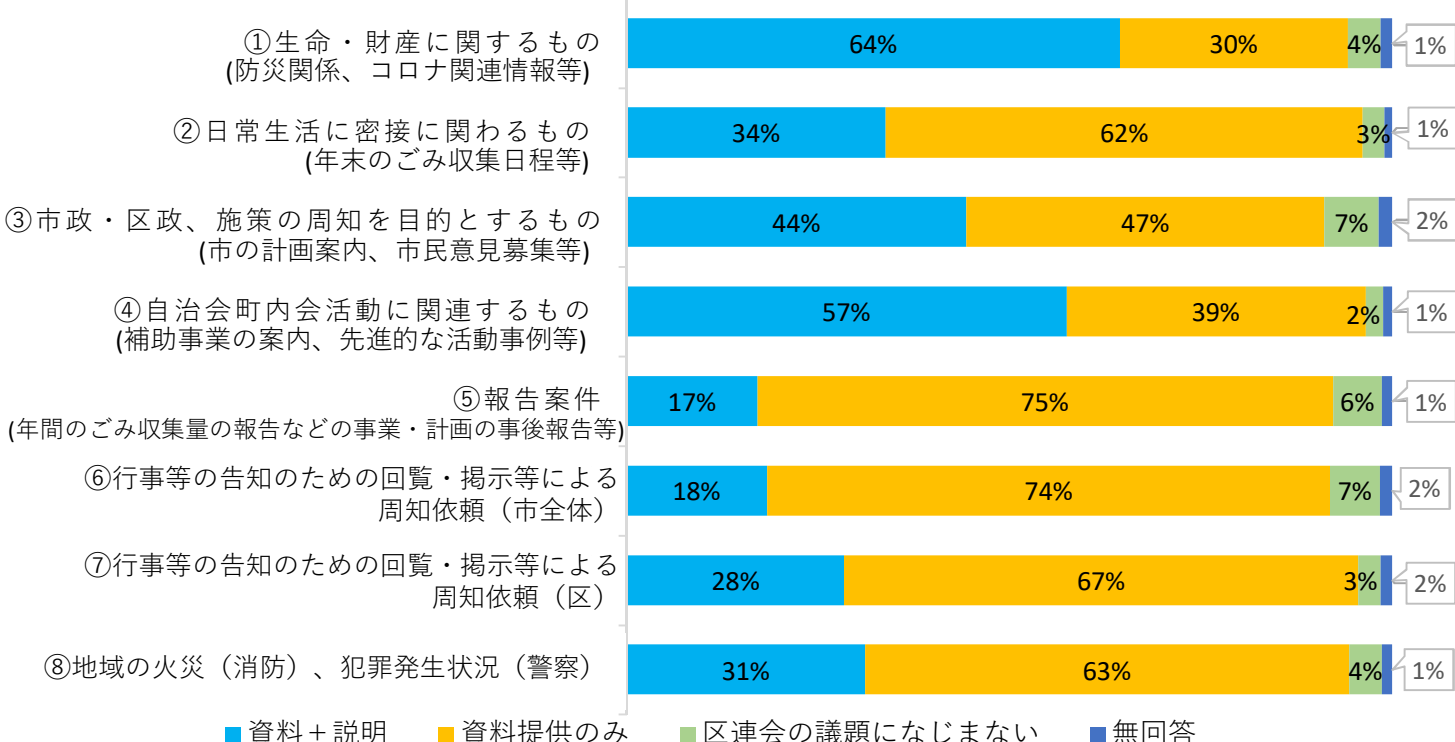


1 会長の情報



2 横浜市からの情報周知について

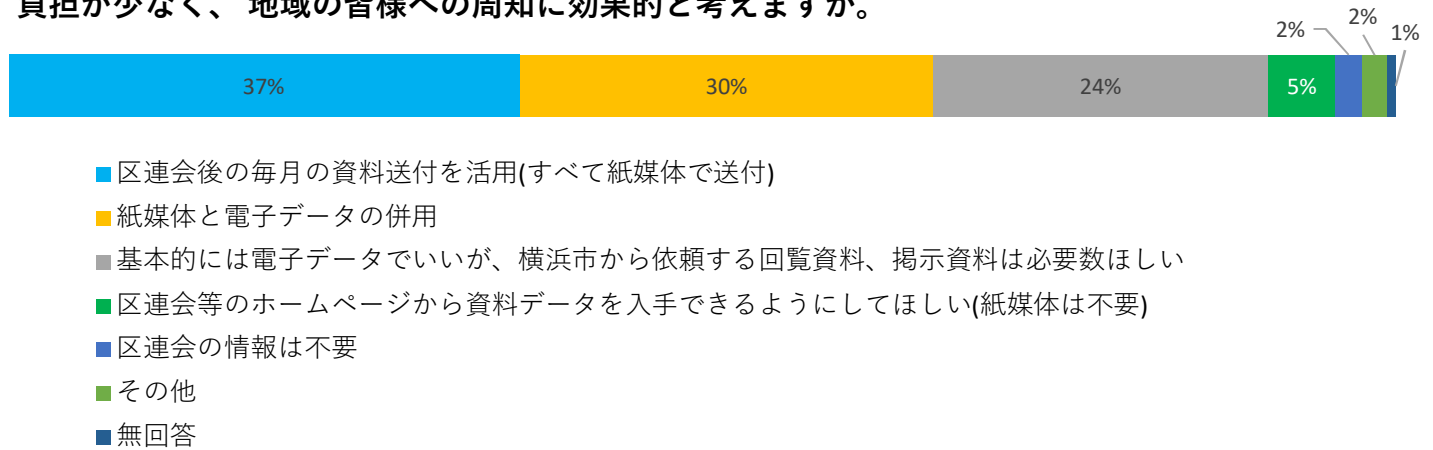
2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



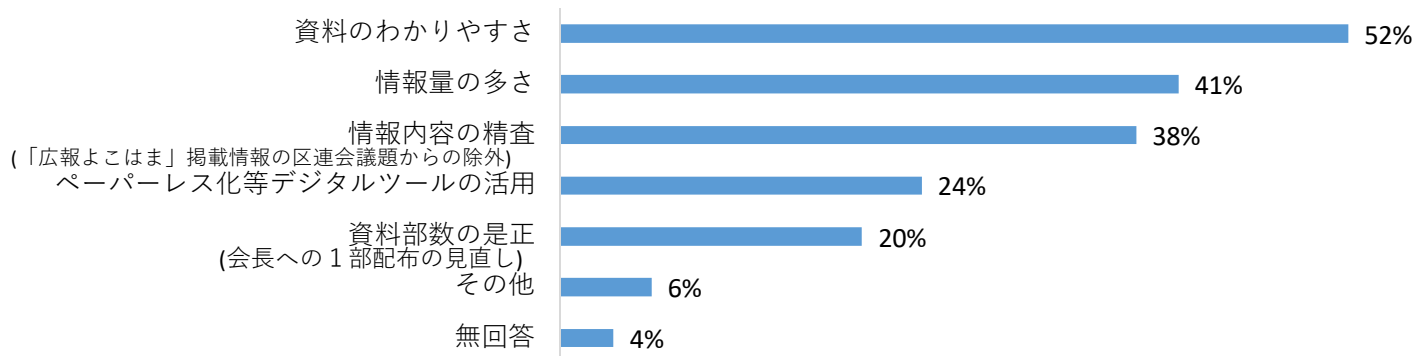
2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ（ワード、PDF等）で活用していますか。



2(3)今後、区連会を通した情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。

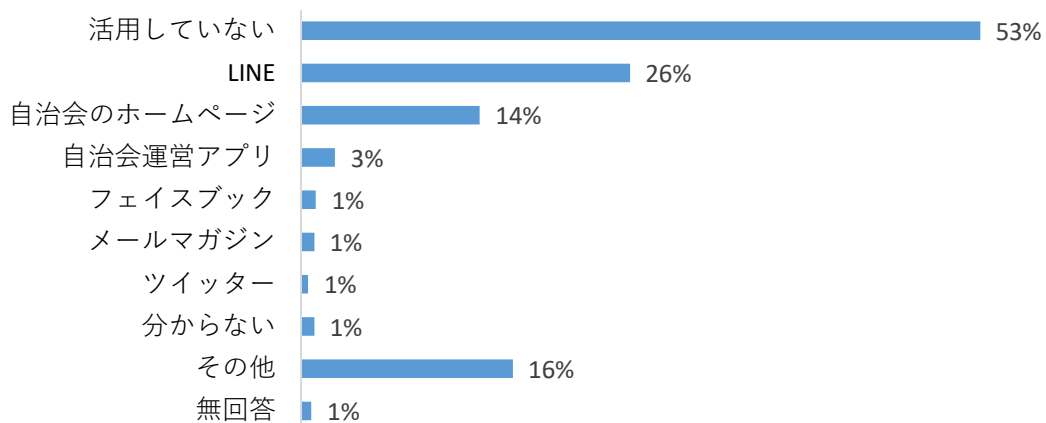


2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

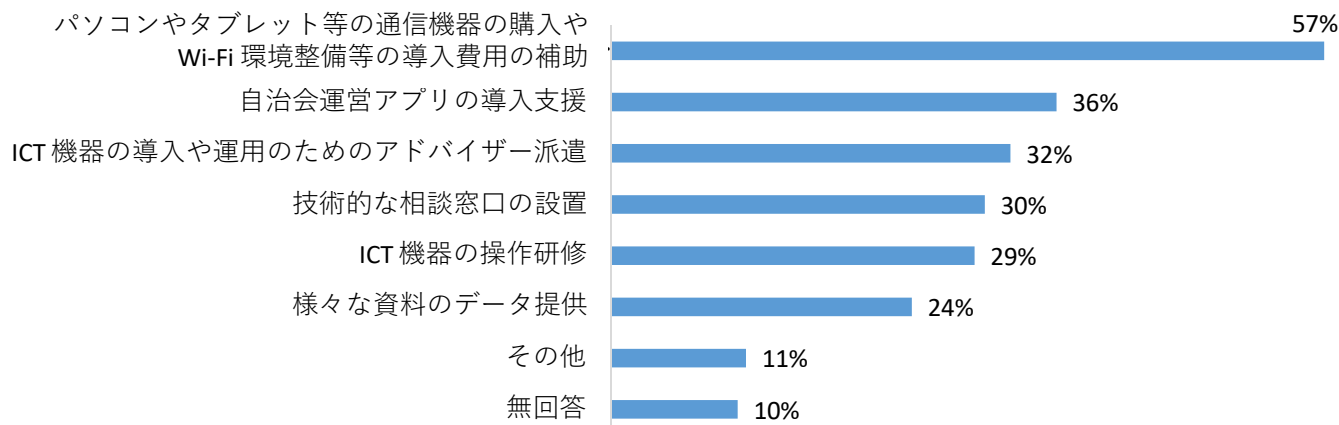
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していますか。



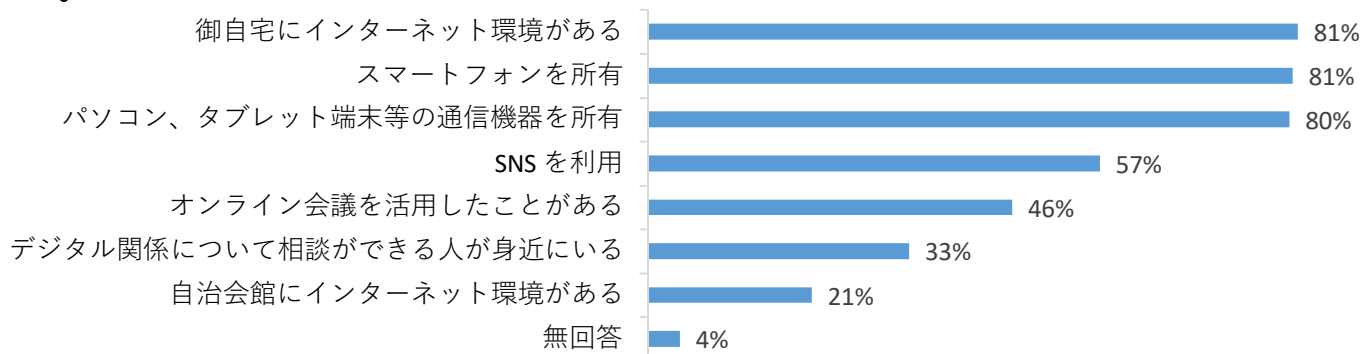
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。



4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



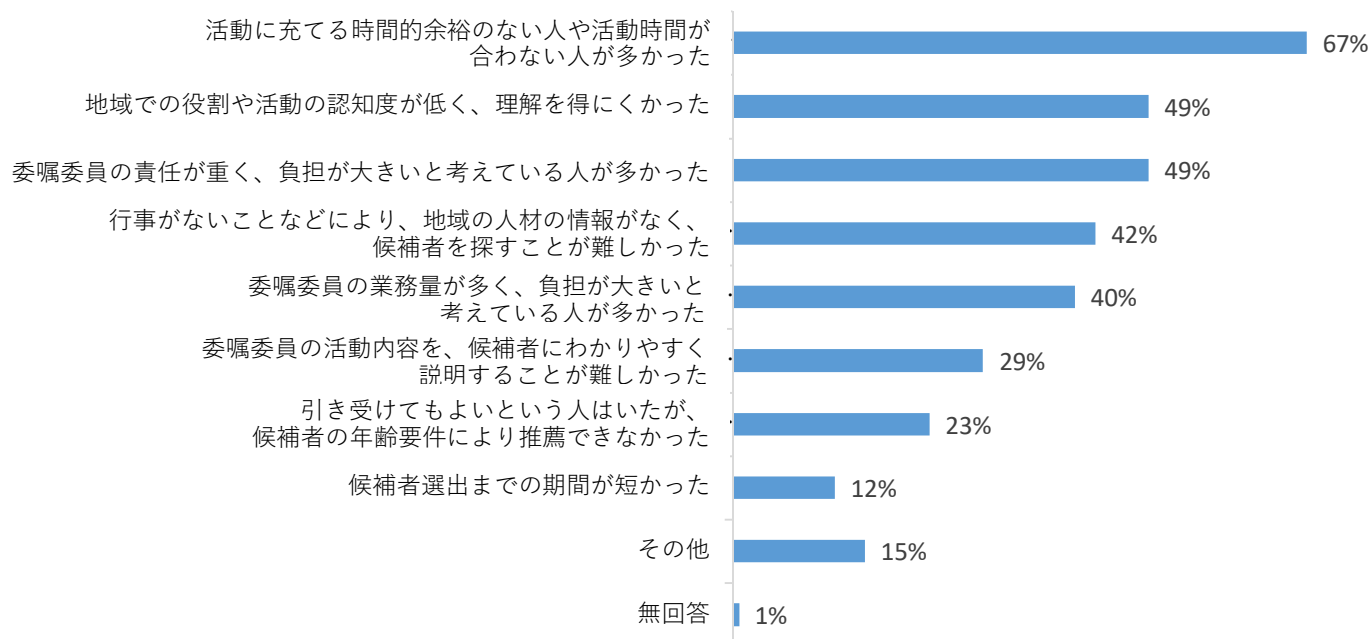
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

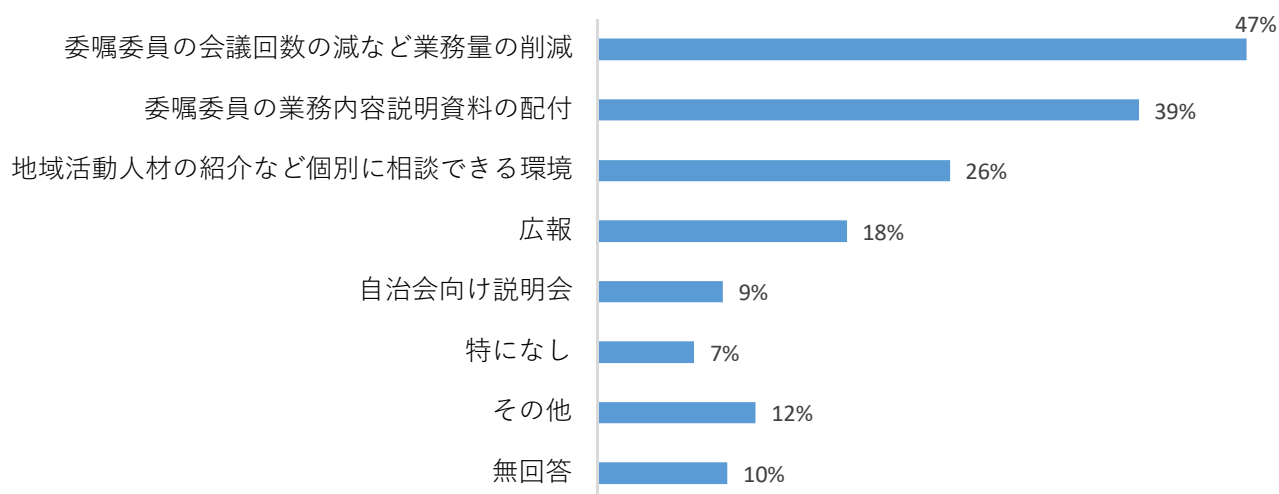
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)

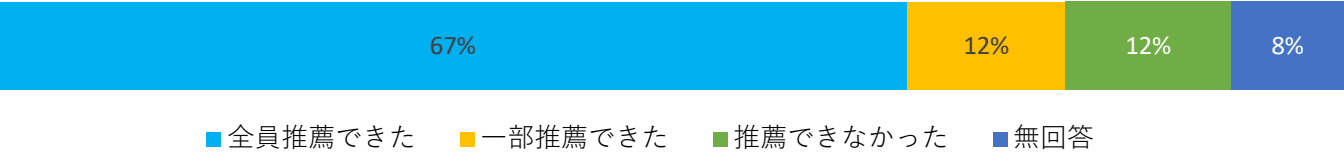


5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）

速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

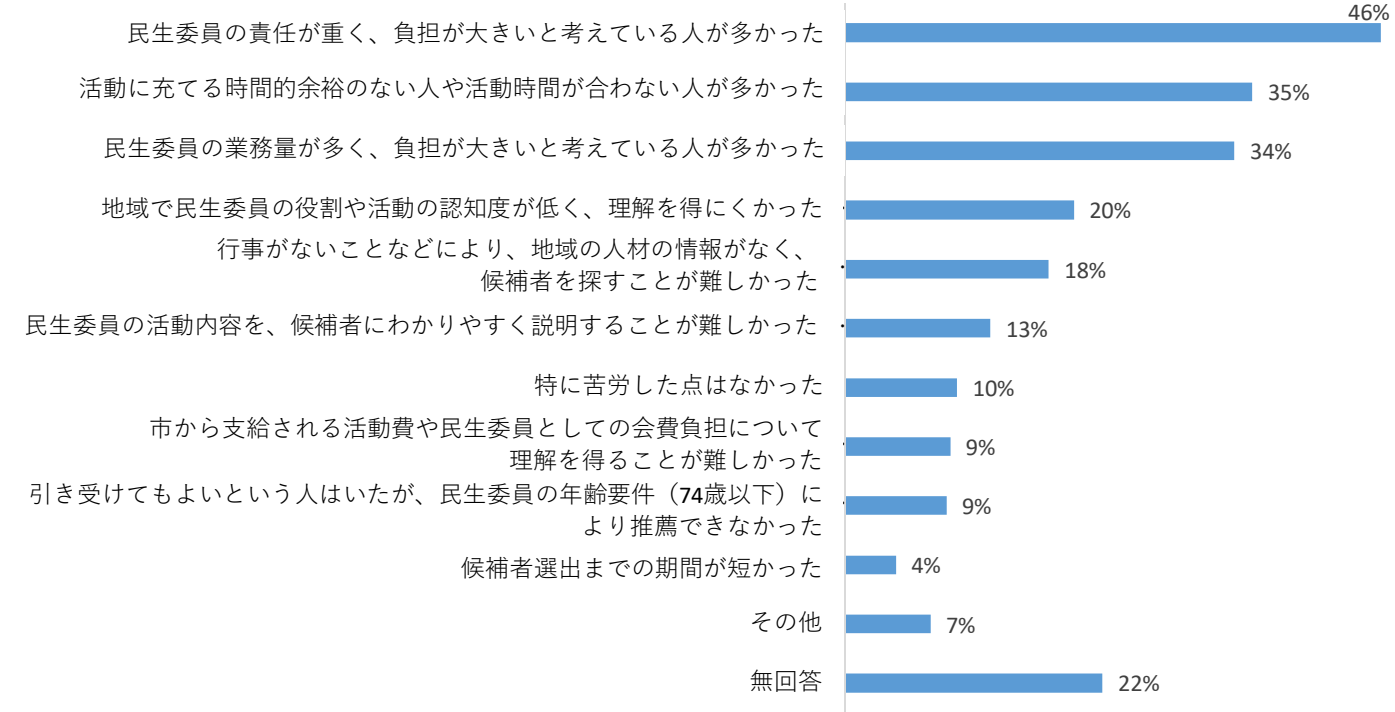
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



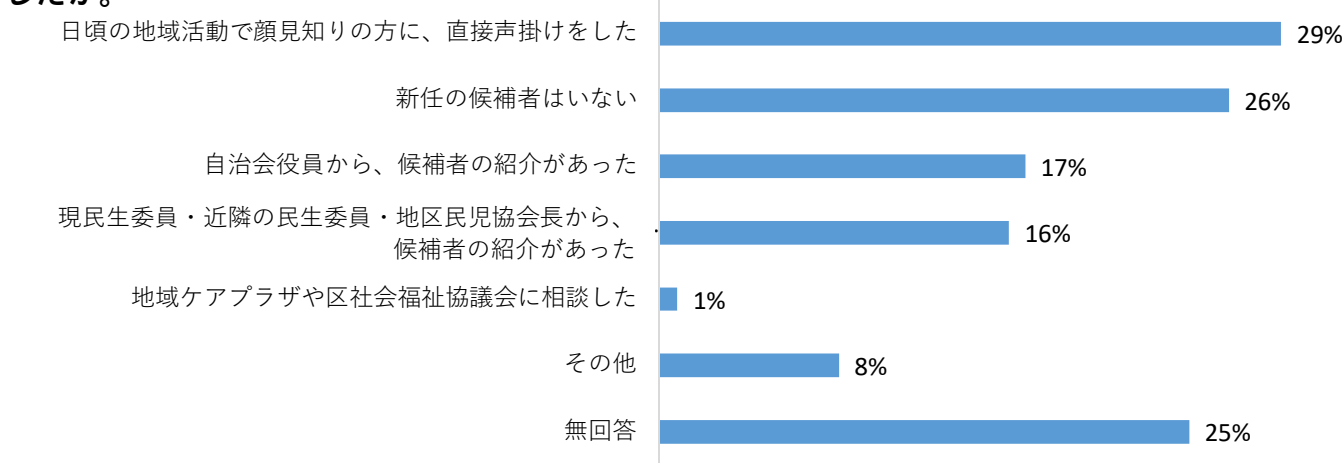
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

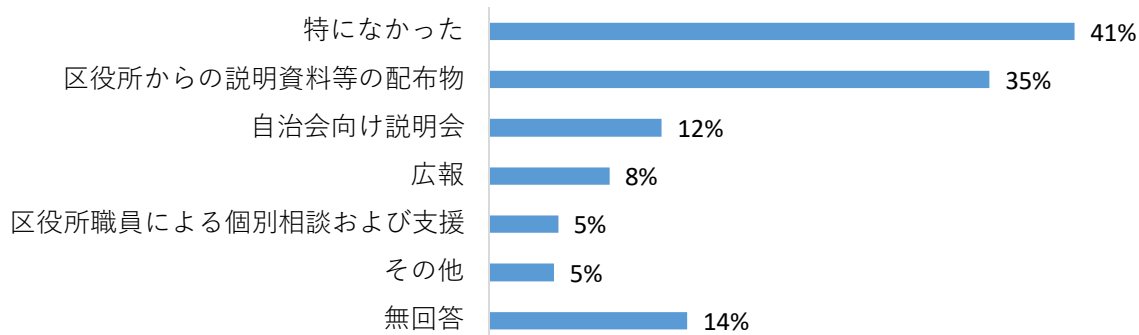
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦勞が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4)新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

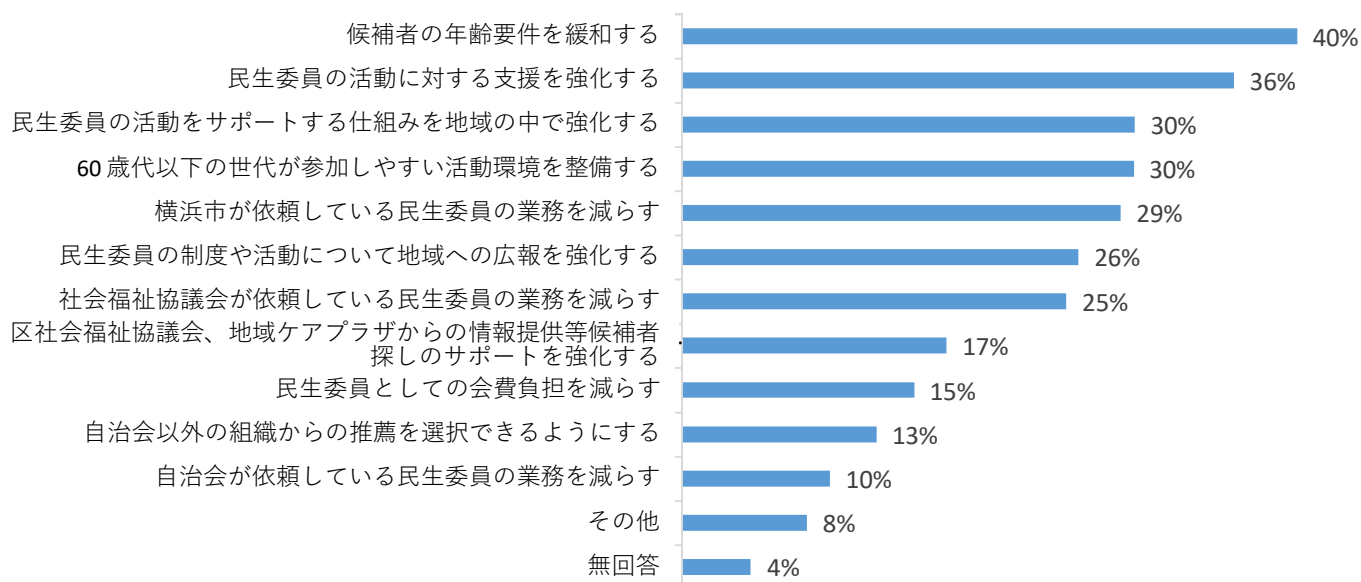


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

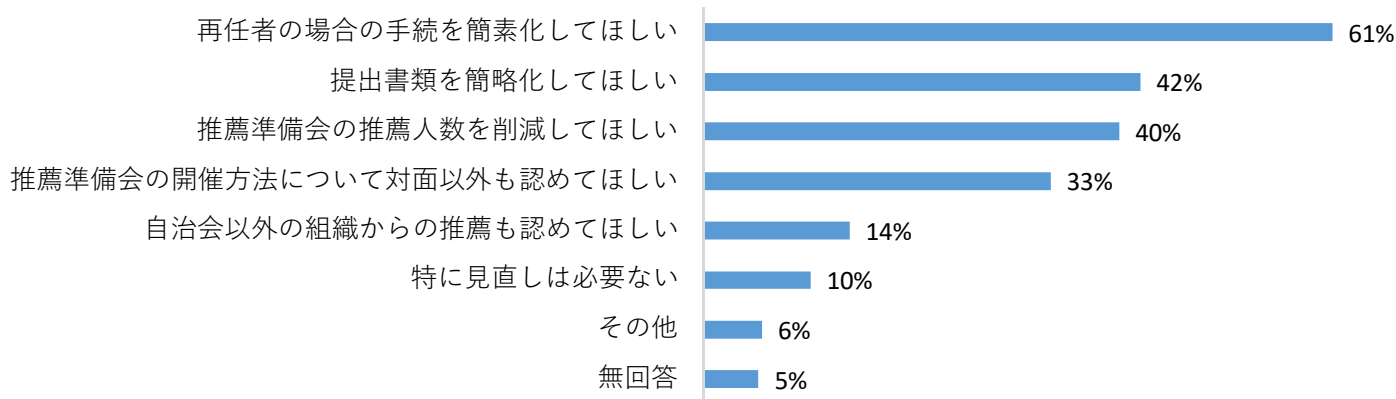


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

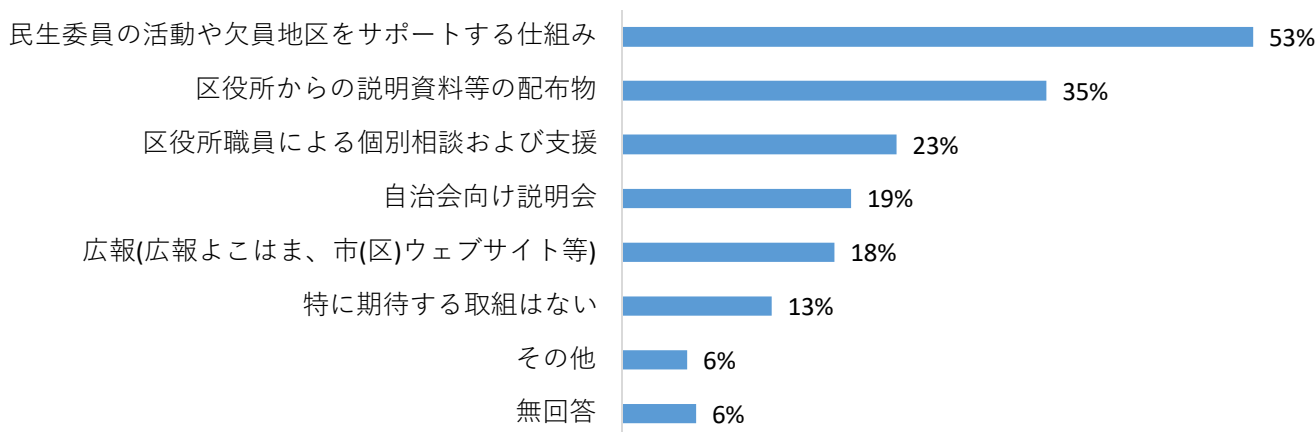


- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- 現状のままでよい
- その他
- 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

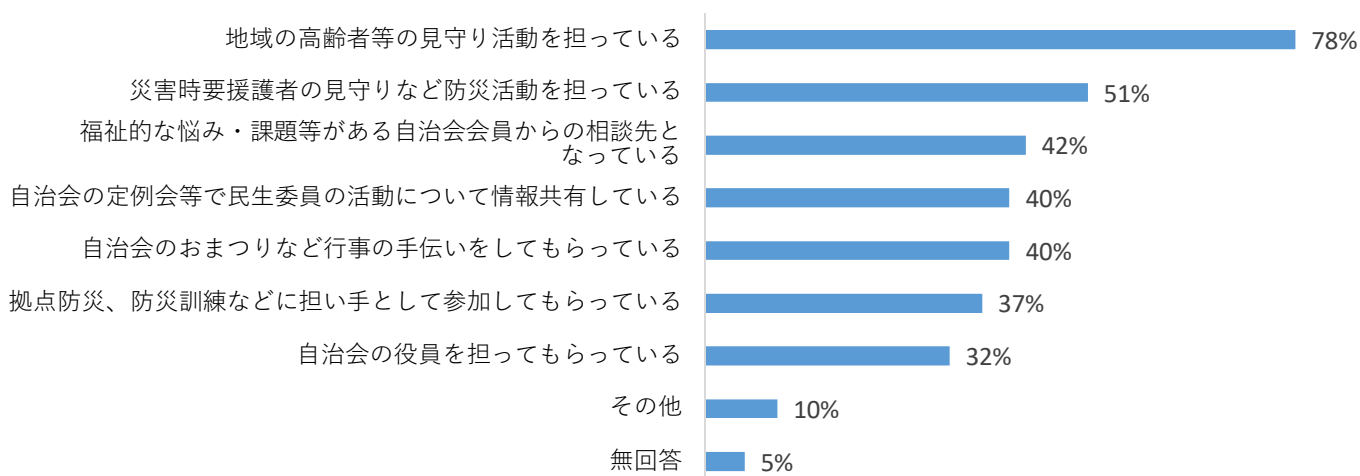


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

【表記について】

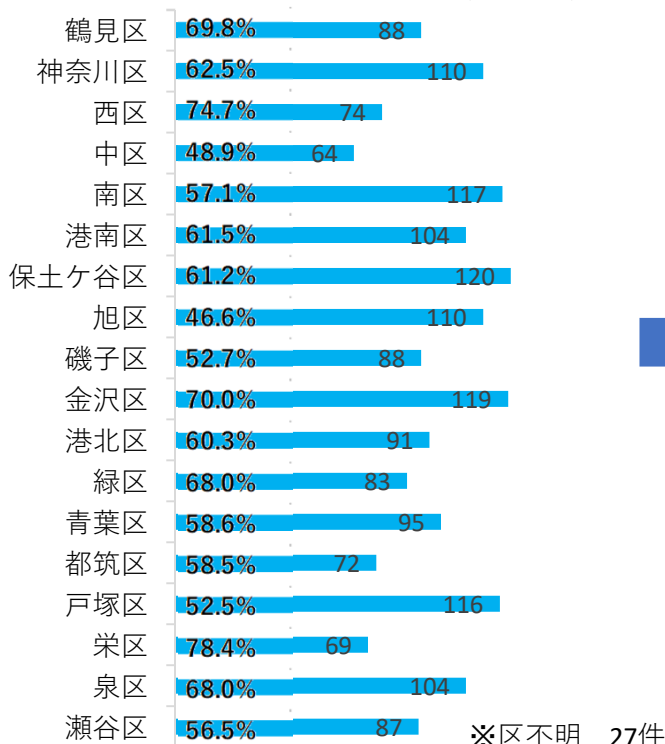
本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=110（神奈川区有効回答標本数）とする。

各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

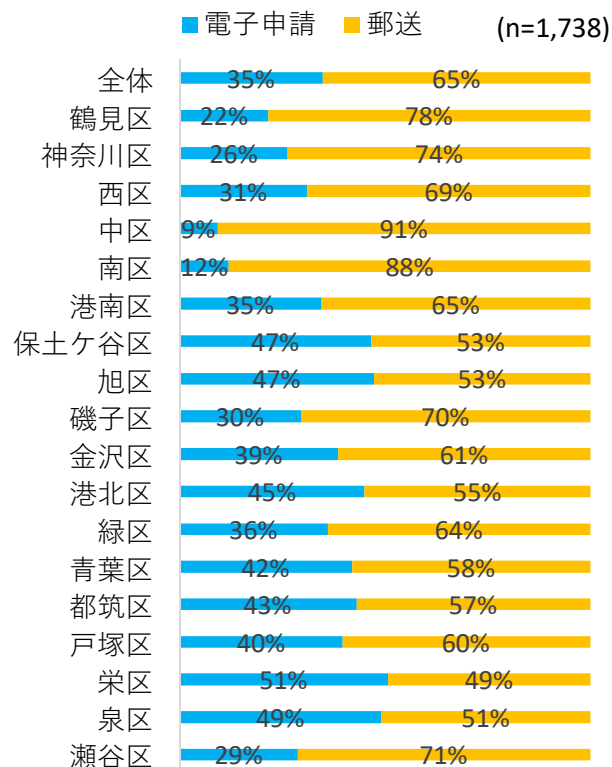
区別回収率、回収数

(n=1,738)

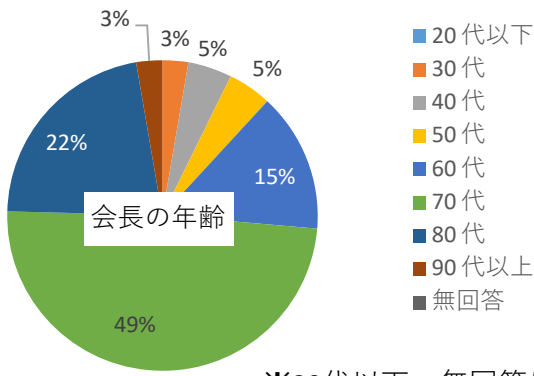
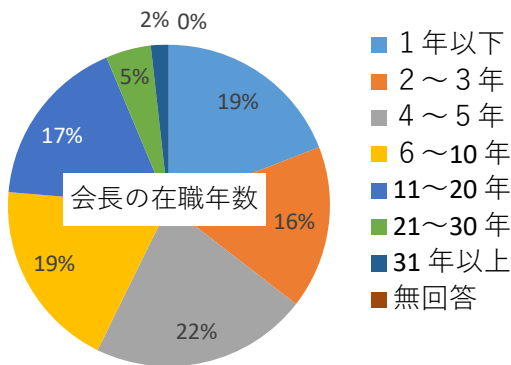
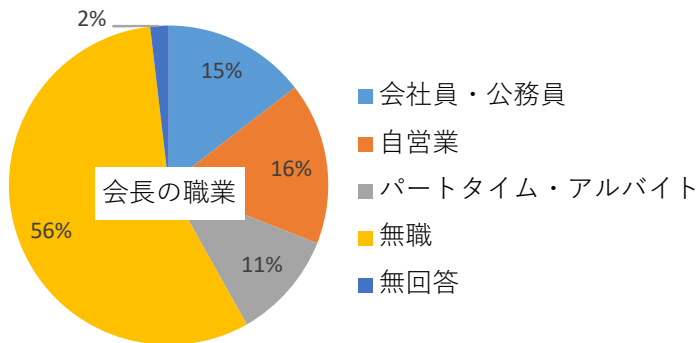
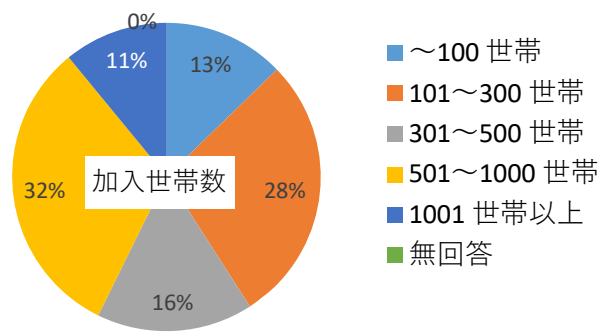


電子申請/郵送等 比率

(n=1,738)



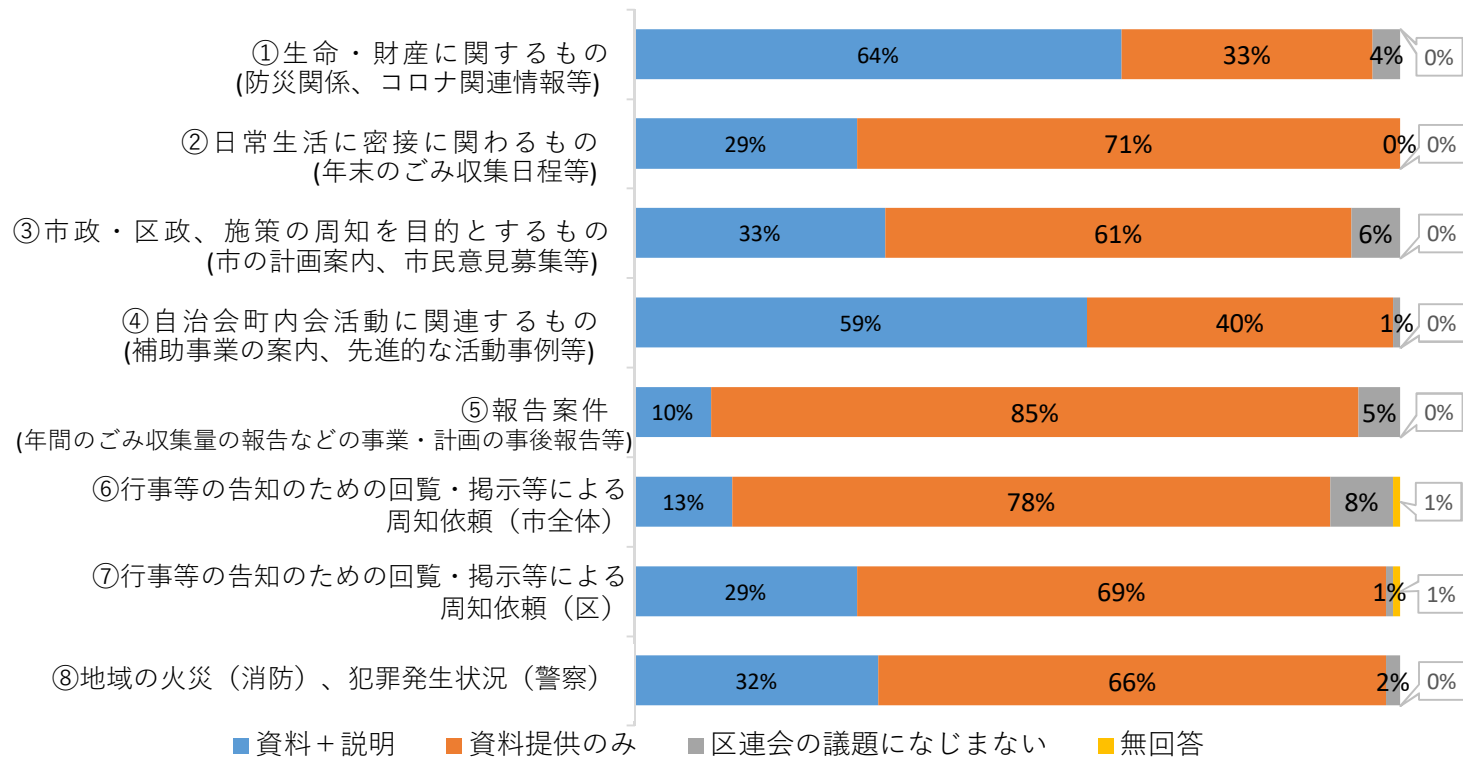
1 会長の情報



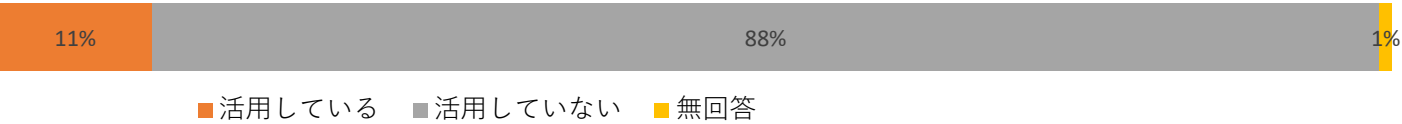
※20代以下、無回答は該当なし

2 横浜市からの情報周知について

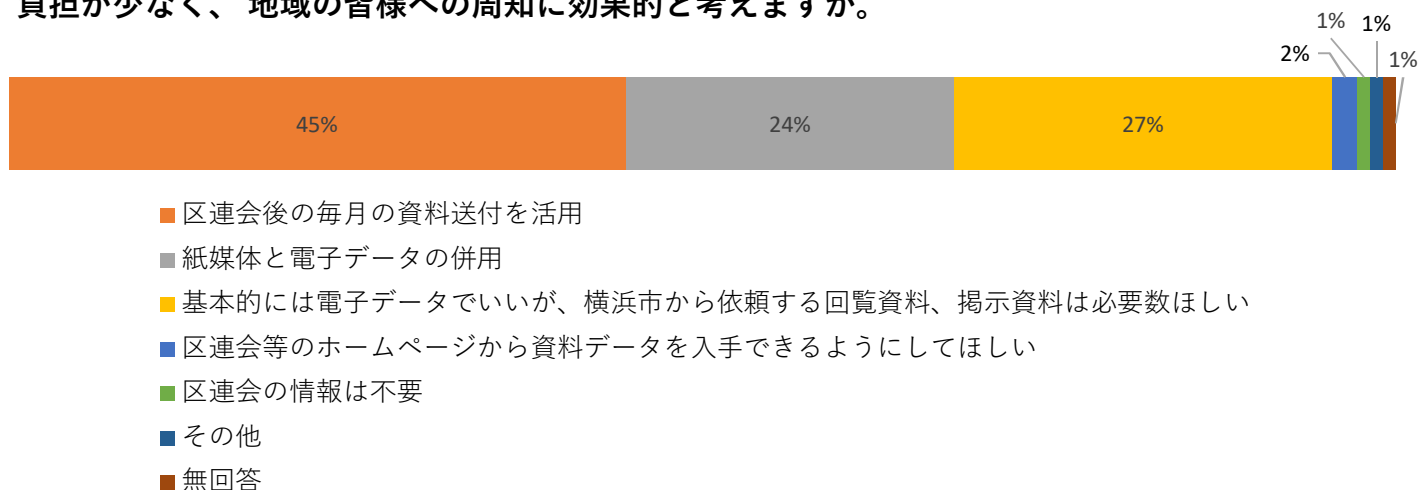
2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



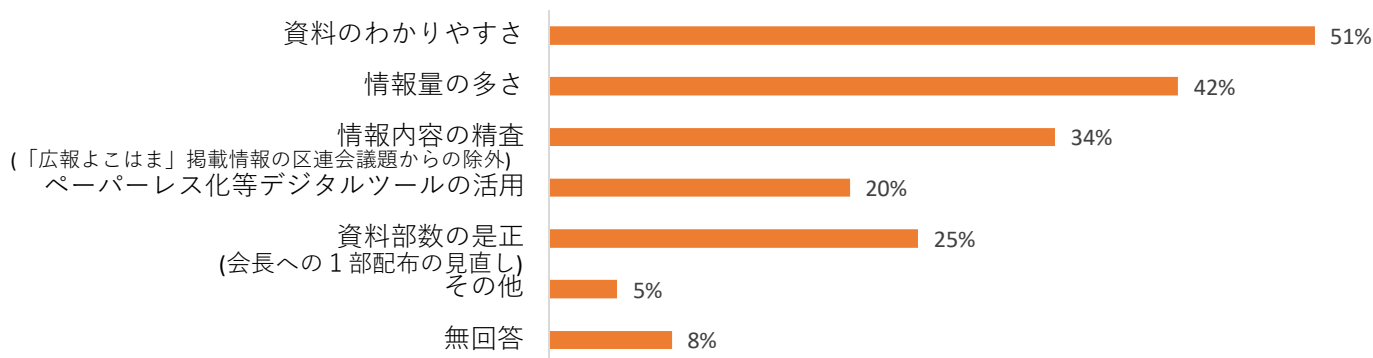
2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ（ワード、PDF等）で活用していますか。



2(3)今後、区連会を通した情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。

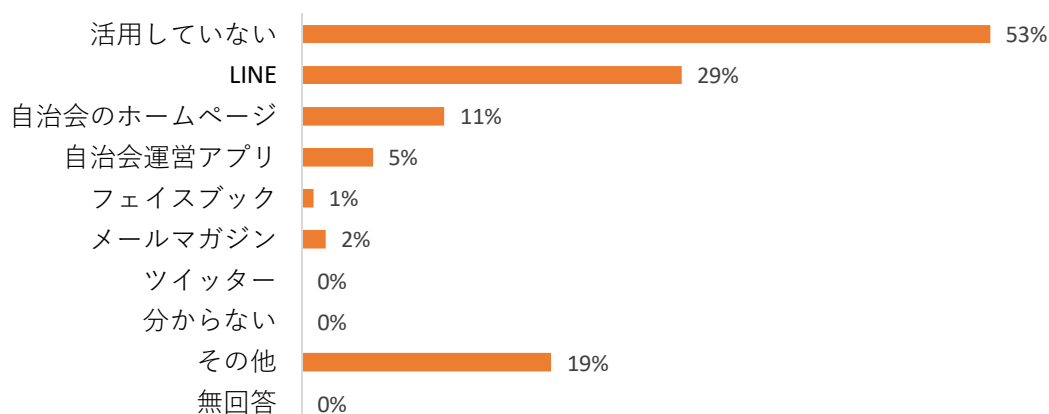


2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

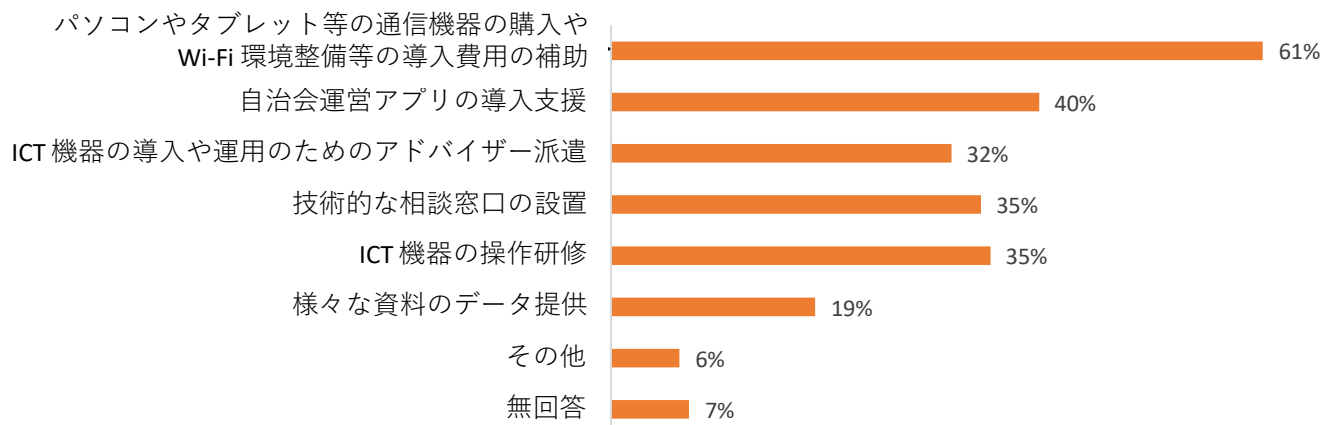
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していますか。



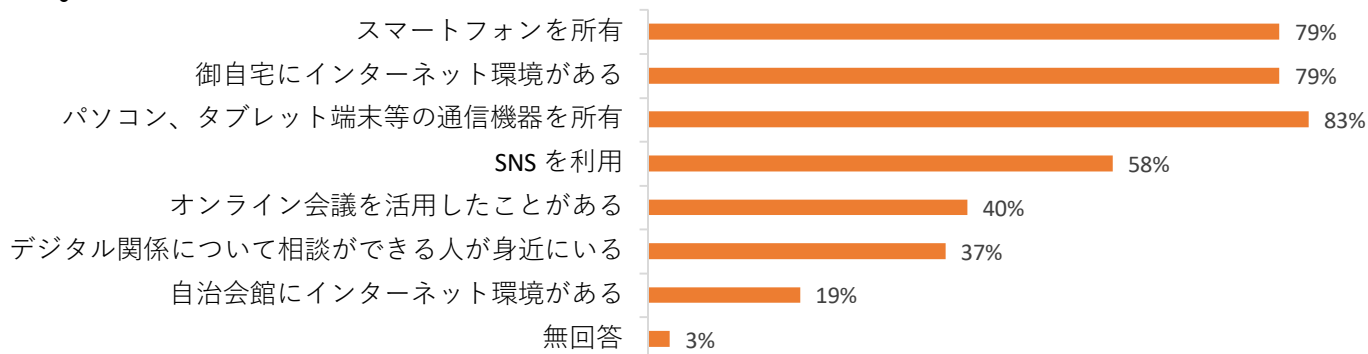
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。



4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



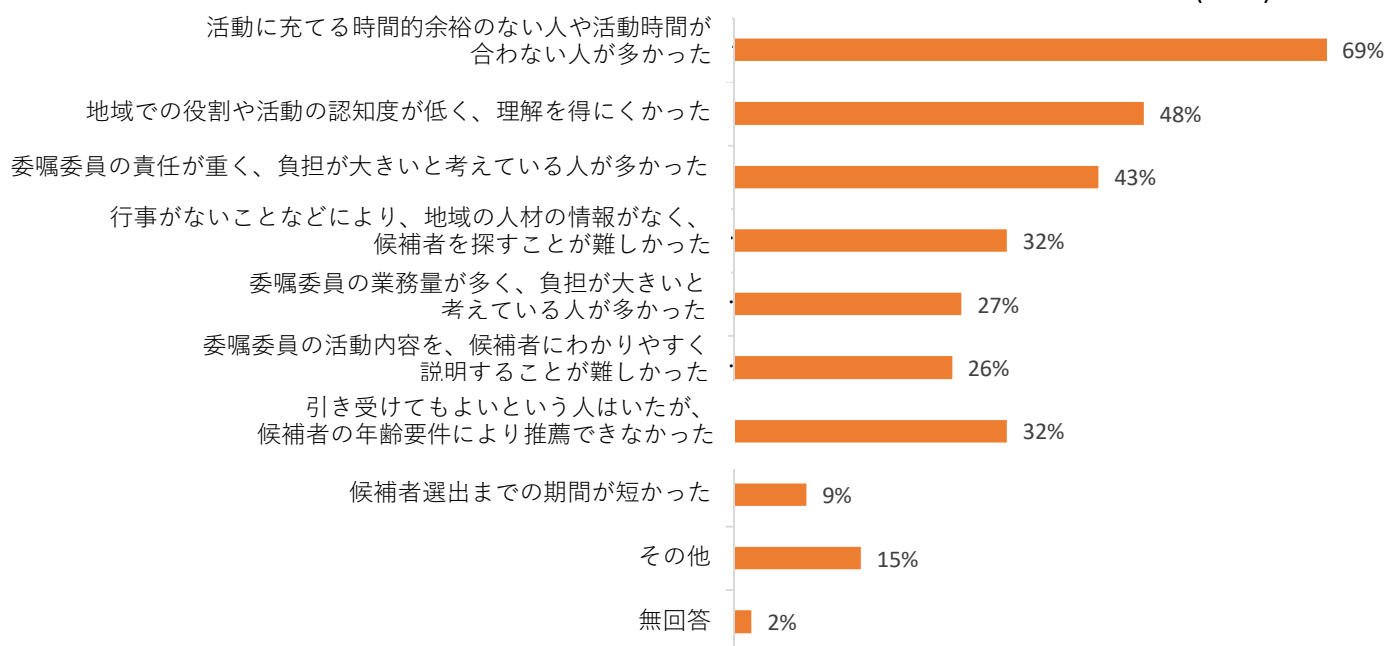
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

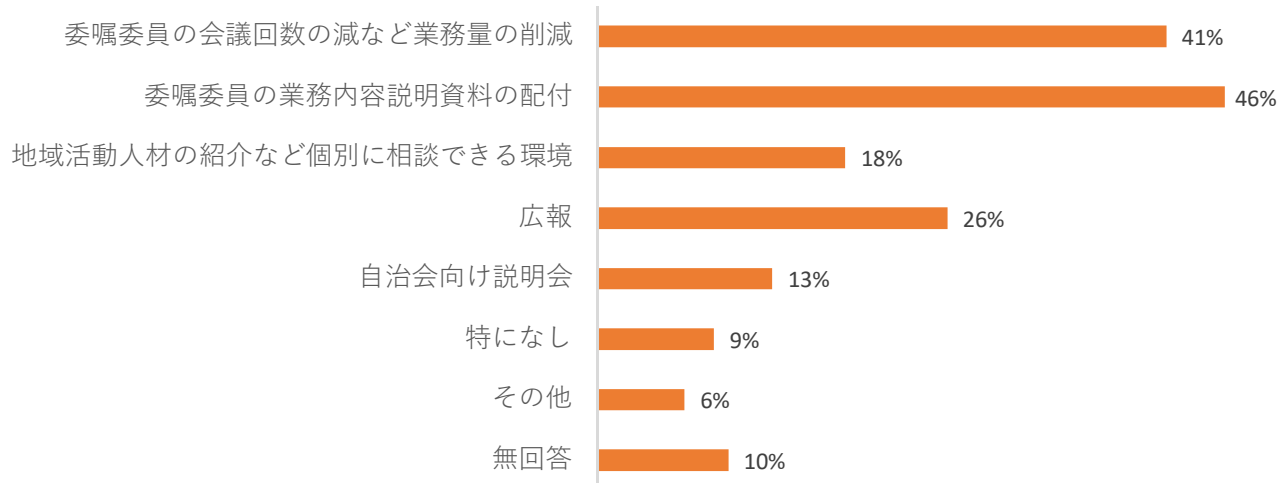
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=94)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=94)



5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）

速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

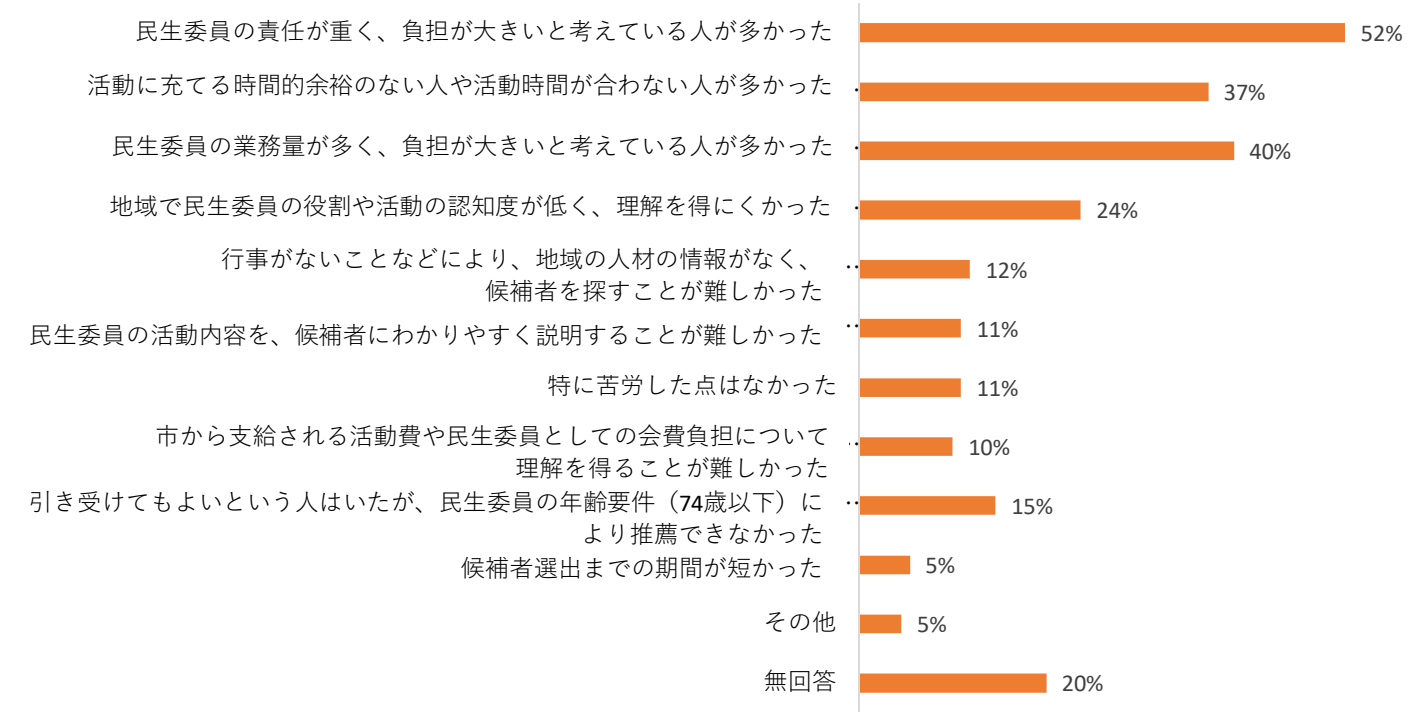
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



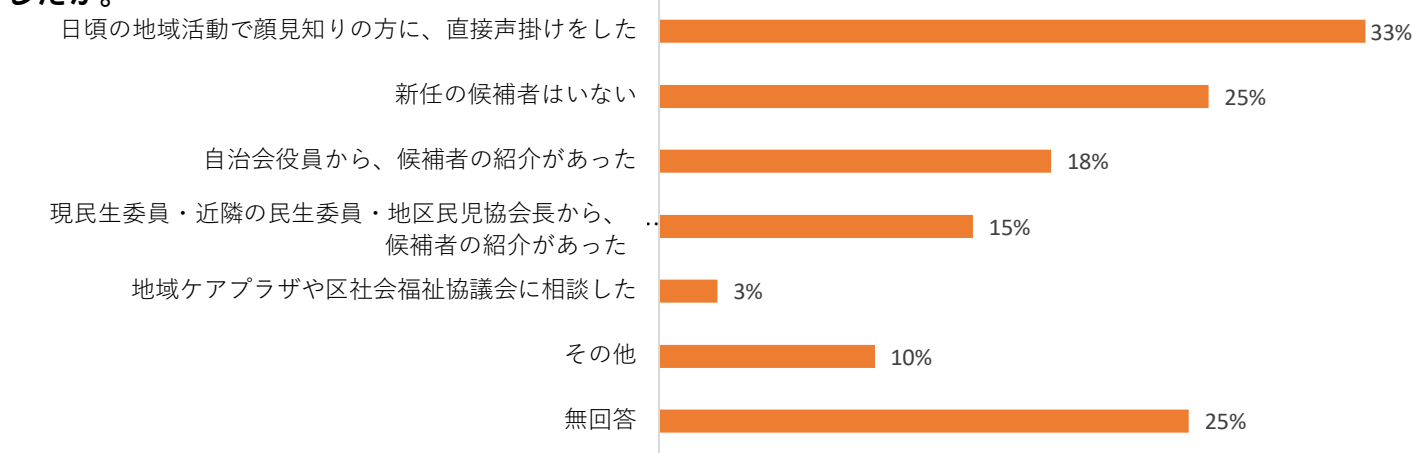
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

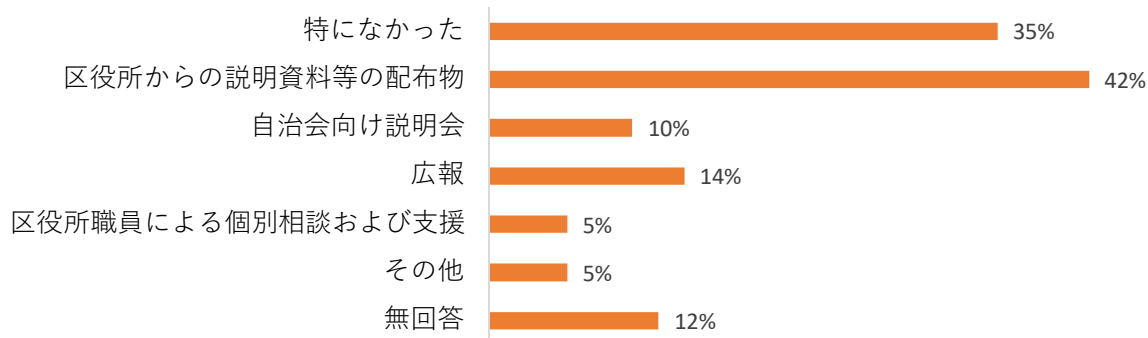
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4)新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

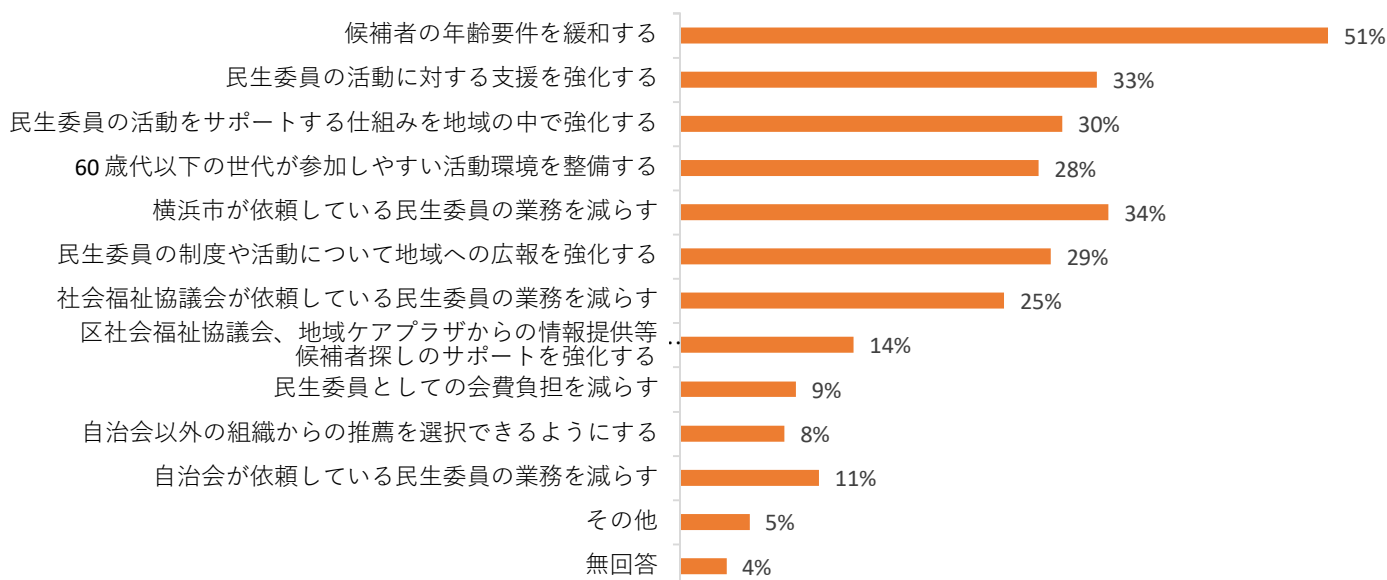


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

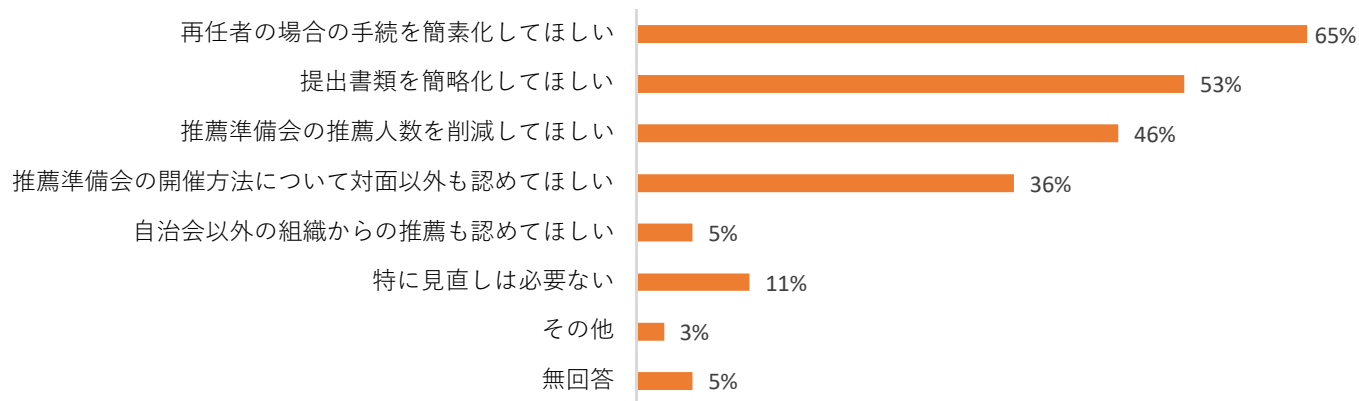


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

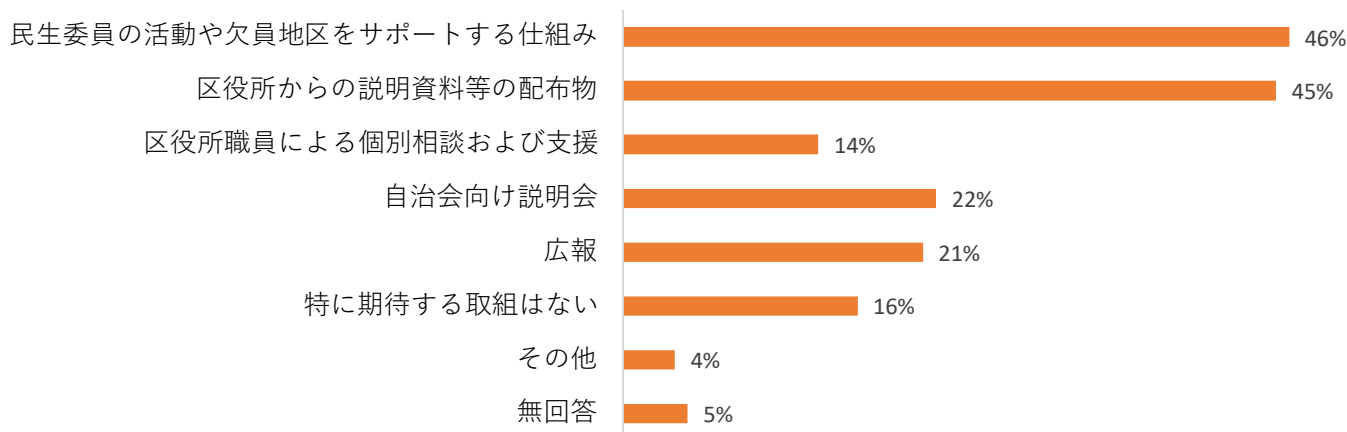


- 現状のままでよい
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- その他
- 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

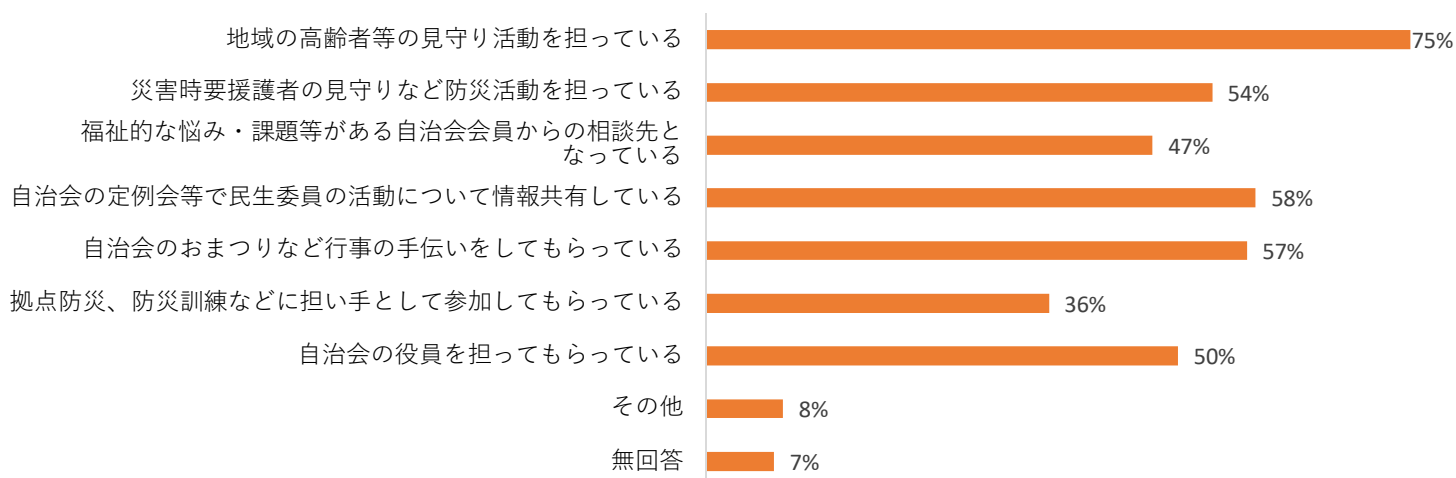


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

令和 5 年 3 月 17 日

自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

自治会町内会現況届の提出について（依頼）

日ごろから区政の推進及び地域の振興につきまして、格別の御理解御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年度の各自治会町内会における加入世帯数、掲示板掲出依頼等配送便（書類）送付先及び広報よこはま送付先等について、自治会町内会現況届のご提出をお願いいたします。

1 提出物

自治会町内会現況届

（※令和 5 年 4 月 1 日現在の内容でご記入ください）

2 提出期限

令和 5 年 4 月 14 日（金）

3 提出先

〒221-0824

横浜市神奈川区広台太田町 3－8

神奈川区役所 地域振興課まで

（※同封の返信用封筒を御利用ください）

4 その他

- (1) 加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料（予算書等）記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。
- (2) 自治会町内会現況届提出後に変更がある場合には、「自治会町内会【設立・異動】届」をご提出ください。

担当：神奈川区役所地域振興課

段 電話 411－7086

自治会町内会現況届

整 理 番 号

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

自治会町内会名

会長氏名

次のとおり、令和5年4月1日現在の自治会町内会の現況を届けます。

ふりがな			加入世帯数 (地域活動推進費申請世帯数)
自治会町内会名			世帯
会 長	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	神奈川区	
	電話番号		
班 数 (回覧用必要部数)		班 (回覧必要部数 部)	
掲示板数 (掲示用必要部数)		基 (掲示必要部数 部)	
配 送 便 送 付 先	住 所	※不在時留め置き場所：玄関先・その他 ()	
	氏 名		
	電話番号		
広 報 紙 送 付 先	住 所		
	担当者氏名		
	電話番号	広報紙 配布部数	部

※部数の変更については、10日受領分までを次回の配送便、広報紙の配送から反映します。(但し、4月配送便については4月5日受領分まで反映)

※加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料(予算書等)記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。

自治会町内会現況届

整理番号

記入例

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

自治会町内会名 〇〇町内会

会長氏名 神奈川 太郎

次のとおり、令和5年4月1日現在の自治会町内会の現況を届けます。

ふりがな	まるまるちょうないかい		加入世帯数 (地域活動推進費申請世帯数)
自治会町内会名	〇〇町内会		300 世帯
会 長	ふりがな	かながわ たろう	
	氏 名	神奈川 太郎	
	住 所	神奈川区広台太田町3-8	
	電話番号	045-999-9999	
班 数 (回覧用必要部数)		10班 (回覧必要部数 15部)	
掲示板数 (掲示用必要部数)		3基 (掲示必要部数 3部)	
配 送 便 送 付 先	住 所	※不在時留め置き場所：玄関先・その他 ()	
	氏 名		
	電話番号		
広 報 送 付 先	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
		配布部数	部

※部数の変更については、10日受領分までを次回の配送便、広報紙の配送から反映します。(但し、4月配送便については4月5日受領分まで反映)

※加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料(決算書等)記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。

※変更があった場合のみご提出をお願いします

自治会町内会〔設立・異動〕届

令和 年 月 日

(提出先)
神奈川県長

No.

自治会町内会名

(旧) 会長住所

(旧) 会長氏名

下記のとおり〔設立・異動〕しましたので、お届けします。

異 動 内 容 (○で囲ってください)		名称・編入・分離・区域・会長・書類等送付先・ 広報紙送付先・加入世帯数・広報配布世帯数・ 班(組)数・掲示板数・会館・その他()			
異 動 (設 立) 期 日		令和 年 月 日			
自 治 会 町 内 会 名					
新 会 長	ふりがな 氏 名				
	自 宅 住 所	〒 神奈川県			
	自 宅 電 話 ・ F A X	Tel — FAX —			
	携 帯 電 話 (任 意)	— —			
配 送 便 等 送 付 先 (会長宅以外の場合)		氏名		電話	—
		住所	神奈川県		
広 報 紙 送 付 先 (会長宅以外の場合)		氏名		電話	—
		住所	神奈川県		
加 入 世 帯 数		世 帯		班 (組) 数	班 (組)
広 報 配 布 世 帯 数		世 帯		掲 示 板 数	
自 治 会 町 内 会 の 区 域					
自 治 会 ・ 町 内 会 館		名称		電話	—
		住所	神奈川県		
備 考					

- (注意) 1 届出は旧会長名でお願いします(設立、死亡及び解任の場合は除く)。
2 設立の場合は区域図、規約及び役員名簿を添付してください。
3 区域の変更の場合は、区域図を添付してください。
4 毎月10日までに提出いただいた情報は、次回分から反映します。
※ただし、4月配送便については、4月5日受領分までを反映いたします。

令和5年3月17日

地区連合町内会長 各位

自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取り扱いについて

日頃から神奈川区政に対し御理解、御協力を賜りありがとうございます。

さて、自治会町内会長の氏名、住所、電話番号等個人情報については名簿を作成し、適切に管理を行っていますが、各機関等から照会があった場合には次のとおり取り扱いをさせていただきます。引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

1 情報提供内容

項 目	法人化した自治会町内会 (認可地縁団体)	左記以外の自治会町内会
会長氏名	提 供	
会長住所	提 供	下記情報提供先にのみ提供
会長電話番号	下記情報提供先にのみ提供	

2 情報提供方法

(1) 全件名簿による提供

区役所内部、神奈川区社会福祉協議会、神奈川警察署及び神奈川消防署については、名簿により提供します。

(2) 当該自治会町内会のみ提供

下記の情報提供先については、当該自治会町内会の情報のみ提供します。

情報提供先	具体的団体名等
① 行政機関	国の機関、県の機関、市の機関
② 公共的機関	市外郭団体、市・区社協等
③ 審議会等	会長が就任している審議会等の事務局
④ 市会議員等	国会、県会、市会の各議員
⑤ 宅建業協会	県宅地建物取引業協会横浜東部支部会員
⑥ 区民	転入等による区民からの照会
⑦ 工事業者※	東京電力、東京ガス、NTT 等
⑧ 開発事業者※	民間開発事業者(ディベロッパー)
⑨ その他※	定例会で承認、または個別に確認を取った相手方

※ 周辺住民との事前調整など自治会町内会にとって必要と認められる場合に限る。

担当：地域振興課 段

電話：411-7086

令和5年3月17日

自治会町内会長 各位

神奈川区役所地域振興課

令和5年度の配送便（白袋）について

日頃より区政に対しご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和5年度の掲出依頼物等をお届けしている配送便（白袋）については、取扱いが次のとおりとなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 契約業者

有限会社高島

※5年度から新しい事業者になります。

2 配送方法（原則、変更なし）

(1) 配送月

8月・12月を除いて毎月配送します。

(2) 配送時期

原則、25日までの数日間で配送します。

なお、配送日の指定はできません。

(3) 不在時の取扱い

不在時は現況届にて指定された場所（玄関先など）に留め置きを行います。

3 その他

配送便送付先・広報送付先の変更や部数の変更については、毎月10日までに地域振興課までお知らせいただければ、次回分から反映します。

ただし、4月配送便については、4月5日届出分までの現況届を反映することといたします。

担当：地域振興課 段

電話：411-7086

活動PRポスター展 ミニ♪

2～3月、音楽・演芸ジャンルの
ポスター展示をしました♪



区役所本館5階交流室前の廊下で、登録団体・助っ人
BANKのポスターのミニ展示を始めました！

ジャンル別に2か月間、6回に分けて実施する予定です。
ぜひご覧ください。

～展示スケジュール～

- 4～5月 芸能・スポーツ体操・美容健康
- 6～7月 美術・工芸・文化・文学・福祉①
- 8～9月 子ども・子育て関係
- 10～11月 福祉②・まちづくり・国際交流
- 12～1月 日常生活学習

※ポスター展示の内容は変更する場合があります

ガッツリ聞きます、あなたの思い♪

こんな時に相談！

時間ができたので
新しく何かを始めたい

活動の場所を
探している

こんな時も相談！



こんな時は相談！

地域活動のための
講座やイベントの
情報が知りたい

活動する仲間を
増やしたい

こんな時も相談！

区民活動支援センター

507窓口へお越しください。
私たちがお待ちしております♪



かながわ区

神奈川県連合町内会自治会連絡協議会2022年度承認

区民活動支援センターだより

～生涯学習・市民活動で活躍している人や何かを始めたい人を応援する情報誌です～



～CONTENTS～

- P.1 今後の情報発信について
- P.2・3 編集ボランティアのページ
「傾聴ボランティア うさぎ」
「神奈川区食生活等改善推進員会（神奈川区ヘルスメイト）」
- P.4 活動PRポスター展&窓口相談のお知らせ

4・5
月号

NO.187 2023.4.1発行

ぐろーばる・あい
GLOBAL EYE

ご愛読いただきありがとうございました

「ぐろーばる・あい」は今号187号をもちまして最終号となります。
今後の区民活動支援センターからの情報はこちらから発信していきます！

広報よこはま
神奈川区版

神奈川区ツイッター



ご自宅に毎月届きます

横浜市公式ライン



友達追加
はこちら

友達追加して、配信対象地域で
「神奈川区」を選択すると、
神奈川区からのお知らせが届きます。

区民活動支援センター ホームページ

神奈川区 区民活動支援センター



リニューアルしました！
センターの最新情報は
こちらから。
「地域で何かを始めたい！」と
思ったら、ぜひご活用ください

PIAZZA



登録はこちら

ホームエリアに「神奈川区」を
選ぶと、区内の様々な情報が手に入ります。

神奈川区に関連した
情報をお届けします



Twitterユーザー名
▶@yokohama_KNGW

地域SNS「ピアッザ」



- ◆区民活動支援センターだよりは、VOICE神奈川さんにより音声録音されたCD版があります。CDの貸出をご希望の方は区民活動支援センターまで。また当センターにて聞くこともできます。
- ◆配布場所：神奈川区区民活動支援センター・区内区民利用施設・区内駅PRボックスなど

発行：神奈川区区民活動支援センター 〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8
神奈川区役所本館5階 507窓口 開館時間（月～金 午前8時45分～午後5時／土日・祝日・年末年始は休館）
TEL 045-411-7089 FAX 045-323-2502
kg-shiencenter@city.yokohama.jp 担当：山下・黄・山田・櫻井

「傾聴」を知っていますか？

「生きづらい」「誰かに話を聴いて欲しい」。そんな思いや悩みを抱えている人の気持ちに寄り添いながら、相手の話に耳を傾ける。それが「傾聴」です。相手の年齢や立場にかかわらず、人との信頼関係を築くためのコミュニケーションの方法でもあります。今回は、高齢者施設などでの活動を行っている「傾聴ボランティアうさぎ」(以下、うさぎ)の代表、小林知津子さんにお話を伺いました。



小林知津子さん

『傾聴』は、相手のテンポに合わせて、話を集中して聴くことが必要です。何よりも相手の話を、否定も助言もせず、今どのような気持ちなのかを共感し、心に寄り添って聴くことです。『傾聴』にとって大切なことは、相手を思うあたたかい“こころ”と信頼関係です」と小林さんは、話します。

「うさぎ」は2012年に発足し、10年以上活動を続けています。とはいえ、コロナ禍で、施設の訪問がなかなかできず、ここ数年、活動ができているのは、33名のメンバーの内、約半数だそうです。「人と接することが難しい時代だからこそ、『傾聴』は必要とされています。緊急事態宣言の後、久しぶりに施設に伺った時に、ある方から『何も言わなくても、ただ、そばにいてくれるだけで良いから』と言われました。その言葉で、お話を聴き、傍らで一緒に時間を過ごすということが嬉しいことなのだ改めて気付かされました」と、小林さんは「傾聴」の大切さを痛感されたそうです。

「これからは、もっと活動の幅を広げたいですね」と小林さん。2023年10月の第1、第2、第3月曜日には「傾聴」ボランティアの養成講座を予定していると教えてくれました。

2023年1月9日、「はーと友神奈川」で「傾聴」スキルアップ研修を開催！
当日は、公認心理師でシニア産業カウンセラーでもある、鈴木裕子さんを講師に迎え、「傾聴」の基本を復習。相手とのかかわり方などについて、ワークショップ形式で学びました。メンバーの皆さんは、「いつでも活動が再開できるように」と、日頃から準備を怠らないといいます。



編集ボランティア担当: マツタロウ

お問い合わせは、神奈川県民活動支援センターまで。☎045-411-7089



編集ボランティアの皆さま、長きにわたりありがとうございました。今後も皆さまの益々のご活躍を応援しております。

【区民活動支援センター一岡より】

私は記事を作成する際に、「読者ファースト」を心がけ、「取材先の選定に偏りはないか」「文章は読みやすいか」「意味は伝わるか」などに気を配ってきました。コロナ禍で、取材にご協力いただいた皆様には、マスクを付けたままの撮影をお願いするなど、いろいろなことがありました。本紙が最後となりますが、1人でも多くの方に、記事を楽しんでいただけたら幸いです。ありがとうございました。

BYマツタロウ

区内で活動するさまざまな団体を紹介しています

私達は神奈川県
ヘルスマイトです

ヘルスマイトとは、全国組織で食生活等改善推進員養成講座(横浜市は各区福祉保健センターで開講)を受講修了後、食生活等改善推進員に入会された方々です。



小山会長

ヘルスマイトの小山会長にお話を伺いました。「自分の健康を維持していくためにも、減塩・運動につとめ、地域社会に参加していくことが長生きの秘訣です。皆さん、ヘルスマイトに入会し、一緒に活動していきませんか？お待ちしております。」



ウォーキング
の参加者で
ハイポーズ



～お元気ですね おとなりさん

声かけあって健康ライフ～



神奈川区ヘルスマイト(神奈川区食生活等改善推進員会の取組)

『私達の健康は私達の手で』をスローガンに日常の食生活について考えながら、一緒に楽しく健康づくり活動をしています。

月1回の研修会の実施・講演会・施設見学、高齢者や親子の料理教室・ウォーキング等を開催しています。



調理実習



研修会

現在、会員は65名(男性7名、女性58名)です。コロナ禍で、活動も思うように出来ませんでしたが徐々に再開しています。



お問合せ
神奈川区福祉保健センター
☎045-411-7138

編集ボランティア
カズコ

好奇心と面白そうだなあと思い「やります、やりたいです!!」で編集ボランティアを始めて2年弱が経ちました。先輩の後を追いかけて、「ぐろーばる・あい」の編集者になれた気がします。まだ力不足と思うところもありましたが、仲間たちと協力し紙面をつくることができ、とても楽しかったです。皆さんご愛読いただきありがとうございました。

BYカズコ

定年退職した2018年の秋、回覧板の「区民ジャーナリスト養成講座」が目に残りました。取材・編集といった文化的作業は私の人生には無縁な領域だと思っていましたが、軽い気持ちで応募しました。この講座終了後約4年間「ぐろーばる・あい」の編集ボランティアとして神奈川区で活躍している市民活動団体の紹介記事を作成、「いい記事だね」と言われると嬉しく、楽しい経験をさせて頂けたと感謝です。

BYリョウ

強引な新聞の勧誘にご注意を！ 契約はよく考えて、慎重に！

「高齢の親が長期購読の契約をしたようだが、契約を断りたい」「お米を10キロあげると言われて契約したが断りたい」

といった相談が寄せられています。

- ・訪問販売の場合、契約書面を受け取って8日以内はクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。
- ・必要がない場合は、きっぱり断りましょう。
- ・景品につられて契約するのはやめましょう。

困ったときは、
消費生活総合センター
にご相談ください。

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

消費生活相談電話 **845-6666**

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

気軽にご相談を

〔平日 9:00～18:00〕
〔土日 9:00～16:45〕

横浜市消費生活総合センター

検索